

第二次坂井市行政改革(119の改革)取組結果

番号	1	事業名	統一的防災行政無線システムの整備	
事業推進課	安全対策課			
現状及び問題点	合併以前に丸岡町、春江町、坂井町では、アナログ防災行政無線が整備し、各支所にて運用している。平成23年度、24年度の2ヶ年にて三国町のデジタル防災行政無線を整備する。現在の防災行政無線システムでは、新旧のシステムが混在しているため、市内一斉放送ができず、旧システムでは全国瞬時警報システム(J-Alert)には、対応できていない。			
実施内容	丸岡町、春江町、坂井町のアナログ防災行政無線を、デジタル化することで、市内一斉放送を可能にし、全国瞬時警報システムと連動する。			
実施目標	平成25年度からデジタル化移行について調査及び実施設計を行い、28年度の運用を目指す。			
達成状況	平成28年度 達成			
取組結果・効果額	緊急情報の伝達手段である防災行政無線のデジタル化整備事業が市内全域完了したことに伴い、システムの統一化が図られ、市民に的確で瞬時的な情報提供が可能となった。			-

番号	2	事業名	防災訓練を通した安全なまちづくり	
事業推進課	安全対策課			
現状及び問題点	平成23年3月11日の東日本大震災の甚大な被災状況を目の当たりにして、災害に備える機運が向上している。また、自主防災組織が年々結成されている中で、大規模災害での対応策を模索している。			
実施内容	大規模災害を想定し、自主防災組織が連携した実践的な防災訓練を実施する。			
実施目標	自主防災組織やまちづくり協議会と連携し、各町全域を対象とした訓練を実施することで、災害に対する意識の向上と自助、共助を図る。			
達成状況	平成27年度 達成			
取組結果・効果額	平成24年度から、各町全域を対象とした地震(津波)避難訓練を実施した。訓練内容は、集落単位では、必須訓練である初動避難訓練(各集落の一時避難場所への避難訓練等)を実施、地区単位では避難所である各小学校体育館等にて地区災害対策本部の設置運営と、地域の実情に応じて実施する選択訓練(初期消火訓練、応急手当訓練等)を実施し、自助・共助力の向上を図ることができた。			-

番号	3	事業名	LED防犯灯の普及	
事業推進課	安全対策課			
現状及び問題点	子ども等が安心して日没後通行できる環境づくりを推進するとともに、長寿命で節電効果が高く、環境にやさしいLED防犯灯の普及を図る必要がある。			
実施内容	平成24年度~26年度に、小中学校の通学路にLED防犯灯の設置工事を行う。また市民が安全で安心して暮らせるまちづくりに取り組むため、防犯灯設置事業費補助金についても、LED防犯灯の設置に対し、補助限度額の嵩上げを行い(H24~ 20,000円→30,000円)普及を図る。			
実施目標	LED防犯灯の普及に取り組む。			
達成状況	平成26年度 達成			
取組結果・効果額	小中学校の指定通学路で、暗くて通行に支障がある箇所にLED防犯灯を設置した。また、夜間における通行する各地区内の生活道路等に防犯灯の設置に対して、事業費を拡大し、犯罪の発生を防止し、公衆の安全が図られた。			-

第二次坂井市行政改革(119の改革)取組結果

番号	4	事業名	自主防災組織の結成支援
事業推進課	安全対策課		
現状及び問題点	災害発生時の救援は、自分自身で身を守る自助、地域で助け合う共助、自治体や国による公助により行うこととなるが、災害発生直後は、地域で助け合う共助の役割が重要となる。近年の大規模災害により住民の防災意識は高揚しており、地域での自主防災組織の結成が重要である。		
実施内容	市防災訓練や地域の防災訓練時に、自主防災組織の重要性を説明し、地域での結成を促進する。		
実施目標	平成24年度より10団体/年の新規結成を目指す。		
達成状況	平成28年度 達成		
取組結果・効果額	自主防災組織の新規結成のため、出前講座やリーダー研修会などを開催し、結成促進に取り組んだ結果、5年間で76団体が新規で結成することができた。		-

番号	5	事業名	交通事故のない道路環境づくり
事業推進課	建設課		
現状及び問題点	高齢者や子供が被害者となる交通事故が発生しており、ソフト面、ハード面での対策が求められている。		
実施内容	交通事故が起きない道路環境整備を推進する。		
実施目標	事故0に向けた危険箇所の改善		
達成状況	平成28年度 達成		
取組結果・効果額	定期的な道路パトロールの結果、舗装補修やガードレール等の道路施設危険箇所の早期発見につながり、橋梁や道路反射鏡の点検結果に応じ、修繕・改修等を施し、老朽化等による事故の未然防止が図られた。また、通学路交通安全プログラムに基づく改良は完了し、歩行者の安全確保に向けた生活道路の安全対策が図られた。		-

番号	6	事業名	緊急時用連絡管整備
事業推進課	上下水道課		
現状及び問題点	現在の水道施設は、旧町単位で独立した配水区域であり、現状では災害等の緊急時において給水に支障が生じた場合、応急復旧が完了するまで他系列から応急給水ができない。		
実施内容	災害時における水の供給に備え、旧四町間の水道水を融通できる幹線管路を耐震性に優れた緊急時用連絡管整備事業を推進する。		
実施目標	安心安全で安定的な水道水の供給を図るため、災害時に対応できる緊急時用連絡管の整備。(全体整備延長 16,695m)		
達成状況	平成28年度 達成		
取組結果・効果額	災害時等に安定した水道水供給のための緊急時給水拠点確保事業として、三国～春江ルートは完成した。また、三国～春江ルート完成により、木部配水場整備事業に取り組むことが出来た。		-

第二次坂井市行政改革(119の改革)取組結果

番号	7	事業名	鳴鹿地区配水池整備
事業推進課	上下水道課		
現状及び問題点	現在の東二ツ屋水源は、配水池を持たず直接浅井戸水を水中ポンプにて揚水し、丸岡鳴鹿地区等に給配水している。近年水位の低下傾向もあることから、配水池を設け、水道水の安定した供給の確保を図る。		
実施内容	鳴鹿地区半日給水水量相当の配水池(1,600m ³)、管理棟を整備する。		
実施目標	配水池を設け、災害時に対応できる給水拠点および水道水の安定した供給の確保。		
達成状況	平成27年度 達成		
取組結果・効果額	鳴鹿地区配水池整備は完了し、鳴鹿地区及び竹田地区へ安定した水道水の供給を行うことができた。		-

番号	8	事業名	業務継続計画の策定
事業推進課	安全対策課		
現状及び問題点	災害や事故など予期せぬ出来事が発生した直後の対応については地域防災計画において定めているが、有事の際の最低限の行政運営を継続、または目標復旧時間内に再開できるようにするための行動計画が必要である。		
実施内容	行政サービスの停止・不能に繋がるような緊急事態が発生した際、特定の重要な事業(業務)を中断しない、または万一活動が中断した場合でも早期に最低限の機能から順次再開し、事業の中断によるロスを最小化するための業務継続計画を策定する。		
実施目標	緊急時でも「従来どおり継続しなければならない業務」「取り扱いの方法を変更し対応できる業務」「中断及び中止する業務(施設)」に大別し、業務継続計画を策定する。		
達成状況	平成27年度 達成		
取組結果・効果額	災害時に行政自らも被災し、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保などを定めた業務継続計画を平成27年度に策定した。		-

番号	9	事業名	県の事務移譲の積極的受け入れ
事業推進課	総務課		
現状及び問題点	県の所管する事務等で市民に直接かかわる事務について、手続き等に不便な場合がある。		
実施内容	県知事の権限に属する事務のうち、市へ権限を移譲した方が、手続きや相談に関する窓口がより身近になり、事務処理も簡素化され、住民の利便性の向上や行政経営の効率化が図られる事務を受け入れる。		
実施目標	毎年、年度初めに事務の移譲に関する希望調査を行い、県との調整等を経て、積極的な事務の移譲を受ける。		
達成状況	平成28年度 達成		
取組結果・効果額	県の示す移譲推奨事務メニューについて、全庁的に希望調査を行い、特に重点移譲事務と指定された事務については、担当課に意見聴取を行った上で、必要性等を考慮し、事務の移譲を実施した。		10.6

第二次坂井市行政改革(119の改革)取組結果

番号	10	事業名	地方分権改革による自主、自立性の推進	
事業推進課	総務課			
現状及び問題点	地方分権改革は、地域のことは地域の中で自ら決定すべきという趣旨から、事務を執行する権限の一部が基礎自治体である市に移譲されるほか、法令における義務付け・枠付けを縮小し、市の条例制定権を拡大することにより、地域の自主性と自律性を高めていくもので、地域の主体性を確立するためには、市民の声を受けとめ、これを活かした条例を制定し、市民と市が一体となり、まちづくりを推進していく必要がある。			
実施内容	地方分権改革に関する情報を所管課等に提供するとともに、例規の新規制定等に関する支援を行い、所管課等における政策形成の推進を図る。			
実施目標	所管課等における地方分権改革に伴う政策形成及び例規整備について支援する。			
達成状況	平成28年度 達成			
取組結果・効果額	地方分権改革に係る情報を収集し、必要に応じて関係課への提供を行うとともに、関係例規の整備への支援や審査を行った。			-

番号	11	事業名	事務事業の継続した見直しと2次評価の実施	
事業推進課	行政経営課			
現状及び問題点	住民のニーズに応えるには、市民目線で絶えず事業を見直すことが重要です。また、所管課の評価だけでなく、相対評価することで、事業に優先順位を付けたり予算にまで反映させることが重要となっている。			
実施内容	担当者評価・所管課長評価（1次評価）に加えて総務・財政部長、次長による2次評価を実施する。			
実施目標	2次評価を実施し、事業の優先順位づけと、予算への反映を行う。			
達成状況	平成25年度 達成			
取組結果・効果額	平成25年度から2次評価を実施し、事務事業数が計画取組当初の519事業から456事業まで減少した。			-

番号	12	事業名	坂井市水道事業基本計画（改定）策定	
事業推進課	上下水道課			
現状及び問題点	合併後坂井市水道事業基本計画を策定し、中長期的な事業の計画策定を行った。その後、国庫補助事業採択要件である資本費単価の引き上げや人口減少社会に伴う給水量の減少等により、計画した事業の進捗に影響がおよんでいる。			
実施内容	坂井市水道事業基本計画の抜本的な見直しを行う。			
実施目標	基本計画の抜本的な見直しを行い、実現可能な事業計画を構築し、更なる効率的な水道事業の運営を目指し、将来にわたって永続的に安定した水を供給することを目的に計画する。			
達成状況	平成25年度 達成			
取組結果・効果額	平成25年度に水道事業基本計画を策定した。			-

第二次坂井市行政改革(119の改革)取組結果

番号	13	事業名	配水管布設替(石綿管布設替)	
事業推進課	上下水道課			
現状及び問題点	老朽化した石綿管等は、合併時で約31.0kmあり、平成20年度に老朽管更新計画を立て、計画時の延長は丸岡町で約18.5km、春江町で約6.5kmであり、合計約25.0kmであった。公共下水道工事に伴う既設配水管の布設替工事及び単独整備での布設替工事により、今後も毎年2Km以上布設替工事を行い、水道水の安定供給の確保を図る。			
実施内容	安心安全で安定的な水道水の供給するため、老朽化している水道管等の布設替に取り組みます。			
実施目標	毎年2Km以上布設替工事を行い、春江地区は平成27年度完了、丸岡地区は下水道整備に伴う布設替え及び単独整備での布設替えにより、平成30年度完了を見込む。			
達成状況	平成28年度 達成			
取組結果・効果額	老朽化した配水管等の布設替により、安定した水道水の供給を確保した。また、実施目標である毎年2Km以上の布設替工事を行うことができ、引き続き取り組むことにより、平成32年度末終了の目途がついた。			-

番号	14	事業名	病児デイケア施設の三国地区への導入	
事業推進課	子育て支援課			
現状及び問題点	核家族化、夫婦共稼ぎ世帯が増加する中、風邪やおたふく等の感染症や発熱・下痢等に患っている病児・病後児を預かる施設・体制の整備が必要である。			
実施内容	平成18年度から春江地区に「こりすの家」(定員4人)が、平成23年度から丸岡地区に「すくすくハウス」(定員12人)が開設された。次世代育成支援行動計画の目標である3施設の整備に向け、地域的に三国地区での整備を目指す。			
実施目標	三国地区での病児・病後児施設の導入。			
達成状況	平成28年度 達成			
取組結果・効果額	三国地区の民間病院で開設を希望する医院はなかったため、三国病院で実施することが決定し、平成27年に設計及び建設工事を行った。平成28年3月に完成し、5月2日から事業を開始して三国地区及び近隣地区の病児・病後児を受け入れることができた。			-

番号	15	事業名	坂井市総合計画(後期基本計画期間)に基づく施策評価システムの構築	
事業推進課	企画情報課			
現状及び問題点	総合計画で示す将来都市像を実現させるため、平成21年度から試行的に取り組んできた施策評価は平成24年度に本格稼働となった。しかし、平成25年度から平成29年度までの5年間の坂井市総合計画(後期基本計画)が策定されることから、新たな基本施策体系に基づいた評価が必要である。			
実施内容	坂井市総合計画(前期基本計画)の施策評価をまとめ、後期基本計画へ反映させる。坂井市総合計画(後期基本計画)に基づき、施策評価、事務事業評価、実施計画の体系付けを行う。坂井市総合計画(後期基本計画)に基づき、施策評価システムを構築する。施策評価結果は、予算編成をはじめとする施策展開の基礎的な資料に用いられるような成果物に完成させる。			
実施目標	坂井市総合計画(前期基本計画)の施策評価をまとめ後期基本計画へ反映させる。坂井市総合計画(後期基本計画)に基づいた施策評価、事務事業評価、坂井市総合計画実施計画、予算関連との一体的な連携を図ったシステムを構築する。			
達成状況	未達成 次期に継続			
取組結果・効果額	今回の改革途中の平成27年度に、人口減少の課題に取り組むための毎年の評価検証更新機能を有する新たな総合戦略という計画を策定した経緯があり、総合戦略総合計画と総合戦略の将来的な統合及び現総合計画の2年延長という見直しの方向性を庁内共有し、さらに平成31年度からの新たな総合計画の検証機能として、施策評価、事務事業評価等を網羅する新評価検証の仕組みを構築していくことの庁内共有を図った。次期行革期間においても継続して取り組む。			-

第二次坂井市行政改革(119の改革)取組結果

番号	16	事業名	坂井市全体の博物館として、みくに龍翔館の整備	
事業推進課	文化課			
現状及び問題点	みくに龍翔館は昭和56年より旧三国町の博物館として、資料の収集・調査研究・教育普及を実施してきた。合併後は、坂井市の博物館として、特に博物館を持たない旧春江町・旧坂井町地域を含めた、坂井市全域の資料館として充実を図る必要がある。			
実施内容	貴重な資料等を龍翔館に集約し、公開展示することで集客、収益向上を図る。特別展や企画展等でテーマを絞り、坂井市域全体の調査研究を行う。			
実施目標	資料の集約化、毎年決められたテーマの調査研究、企画展・特別展を重ね、その所在を含めた関連資料を把握し、坂井市全体の資料館として、展示替えの構想に着手する。			
達成状況	平成27年度 達成			
取組結果・効果額	坂井市全域を対象とした資料の収集・保管・研究に努めるとともに、それらをテーマとした企画展・特別展を開催し、広く活用を図った。坂井市の博物館として三国町以外の旧三町の資料が県外から寄贈されるなど、貴重な歴史文化遺産の散逸防止に役立てることができた。 施設老朽化及び収蔵・展示内容の偏りといった課題に対処し、坂井市の博物館として整備するため、リニューアル事業に着手。基本方針がまとめられた。			-

番号	17	事業名	ONOメモリアルの運営改善	
事業推進課	文化課			
現状及び問題点	坂井市内には、民間で現代アートを企画・運営する受け皿が少ないのが状況であり、運営母体となる運動体を民間組織化する仕掛けが必要である。 坂井市内にも、他市の活動団体などとリンクしながら運営できるような運動体を早急に組織化させる必要がある。			
実施内容	今後は民間の現代アート企画・運営の基盤作りに努めることとし、民間の現代アート団体の実情を把握し、育成策を探る。			
実施目標	民間の現代アート団体の組織化を図り、民間団体による自主的な運営を目指す。			
達成状況	平成28年度 方針転換			
取組結果・効果額	ONOメモリアル事業の充実のため、民間団体の組織化・育成を図って自主的な運営を目指してきたが、現代美術という特殊な分野であるため、精通する人材の不足などにより民間団体の組織化が困難である。市が引き続き適正な管理運営を行う。			-

番号	18	事業名	総合文化祭開催に向けた協議	
事業推進課	文化課			
現状及び問題点	22年度より開会式のみ一本化し、文化祭業務は文化祭実行委員会に委託しており、事務局は完全に独立して運営している。市民の発表の場となっているところから、各支部開催への強い要望があり、総合文化祭の開催には至っていない。			
実施内容	実行委員会や文化協会の正副会長会議の中で意見交換の機会を増やししながら、文化祭のあり方、総合文化祭への一本化について意見の調査集約をして協議を行う。			
実施目標	総合文化祭開催への統一した認識を持ち、問題点の把握及び解決策を探り、5年後の総合文化祭開催を目指す。			
達成状況	平成28年度 方針転換			
取組結果・効果額	総合文化祭への移行については、実行委員会等の場で協議を重ねてきた。総合開会式として1会場で実施し、4地区会場で展示・芸能発表を行うという形式が、市の文化祭のあり方として定着しており、当面はこの形式により文化祭を実施する。			-

第二次坂井市行政改革(119の改革)取組結果

番号	19	事業名	特色ある図書館運営
事業推進課	丸岡図書館		
現状及び問題点	図書館運営には多額の経費を要するが、地域の身近な情報拠点として、また最も利用しやすい公共施設として利用者が増加する傾向がある中で、図書館の果たす役割は益々高まっている。施設の統廃合は困難であり、4館とも継続していく方針の下、図書館の運営方法などを見直すことにより、維持管理経費の抑制に努める。		
実施内容	4図書館での本の回送業務や他館との相互貸借により、効率的な図書館運営を図る。また、地域の郷土に関する資料については、地域の図書館に集約させるとともに、地域密着型、広域利用型また学校併設館など、各図書館の独自性を生かした運営を行う。		
実施目標	4図書館を維持していく中で、それぞれ特色ある図書館を目指す。		
達成状況	平成26年度 達成		
取組結果・効果額	三国図書館では、郷土の文化人や湊町の歴史に関する資料の収集や展示、丸岡図書館では、記念文庫(中野・今川・小葉田)資料の保存・管理や記念行事の開催、また春江図書館では、集客型及び子どもの読書推進を見据えた行事の開催、坂井図書館では、中学校との併設を生かした生徒の利用促進等、それぞれ特色ある図書館の運営を行い、市民にサービスを提供できた。		—
番号	20	事業名	公共施設インターネット予約の普及
事業推進課	企画情報課		
現状及び問題点	県を中心に導入した施設予約サービスを利用し、体育施設、公民館、文化施設などの施設で空き情報の公開を行っている。 ネット予約に関しては、施設を利用する利用者層のインターネット環境の有無や各施設における予約手続きの見直しなどが課題である。		
実施内容	平成24年3月更新のシステムにより、公共施設インターネット予約の体制を整備する。		
実施目標	予約状況について情報提供を行いつつ、24時間申請受付できるサービスを実施する。		
達成状況	平成28年度 方針転換		
取組結果・効果額	施設管理団体等と施設予約の運用について協議を行った結果、24時間での申請受付は運用面での問題点があることが判明した。福井県電子自治体推進協議会が運営している施設予約サービスを活用し、継続して施設の案内および施設の予約状況を提供していくこととした。		—
番号	21	事業名	地域振興基金の有効活用
事業推進課	まちづくり推進課		
現状及び問題点	合併後の地域住民の連携強化や地域振興を図るため、平成19年1月に合併特例債を財源として33億8千万円(内1億7千万円は一般財源)の地域振興基金を創設した。市民との協働のまちづくりを推進するための事業交付金の内、地域振興基金の利子分を財源として活用している。		
実施内容	市民との協働のまちづくりを推進するため、まちづくり協議会の活動資金となる交付金の一部に基金の運用利益を充当している。引き続き協働のまちづくり事業に活用する。		
実施目標	基金の運用利益をまちづくり協議会の交付金に充当する。財政と連携しながら有効活用を検討する。		
達成状況	平成28年度 達成		
取組結果・効果額	基金運用以降、協働のまちづくり交付金としてまち協活動に対し有効に活用できた。		—

第二次坂井市行政改革(119の改革)取組結果

番号	22	事業名	放課後児童クラブの預かり体制見直し
事業推進課	子育て支援課		
現状及び問題点	児童クラブの使用施設は、合併前から使用している児童館や公民館、小学校の空き教室を利用しており、地域により異なった現状となっている。合併後、入所希望者が増加してきたことから、9箇所新たなクラブを開設したが、手狭になっている施設もあり、今後さらに4年生以降の子どもを受入れるとなると、どの施設もスペース的に余裕のない状況となってくる。加えて耐震化等に問題のある老朽化した施設もあり、児童クラブの大きな課題となっている。		
実施内容	将来に向けて、4年生以降の児童を受入れるためにも、土曜日や長期休暇時の鍵の開閉やセキュリティ確保等の問題をクリアさせ、学校の理科室や音楽室等の特別教室や普通教室の利用を所管の変更を含め教育委員会と協議していく。		
実施目標	児童クラブの学校の特別教室や普通教室等での実施。児童クラブの体制見直し。		
達成状況	平成28年度 達成		
取組結果・効果額	学校の空き教室や特別教室、また旧幼稚園舎を利用したり、地元の会館を借りるなどして、平成28年度からの子ども・子育て支援新制度で定められた小学6年生までの児童の受入について、全クラブで実施することができた。		-

番号	23	事業名	がん個別検診の実施
事業推進課	三国病院事務局		
現状及び問題点	<p>各種がん検診について、早期に発見し早期治療に結びつけることは、がんの予防対策上、重要な課題である。坂井市においても、関係機関と協議、協力し、集団検診や個別検診をより受診しやすい環境整備に取り組んでいるところである。</p> <p>がん検診において、医療機関の担う業務は、大きく集団検診の読影、個別検診の実施、精密検査の実施の3点である。三国病院は現在、乳がん、子宮がん検診は読影、個別検診、精密検査を実施しているが、胃、肺、大腸がん検診は、読影（大腸がんは除く）と精密検査のみ実施している。個別検診については、スタッフ不足により、十分な体制を構築できないことから実施を見送っている。</p> <p>しかし、受診率のさらなる向上のためには、より多くの医療機関が検診を実施し、受診者のなお一層の利便性を確保する必要がある。</p>		
実施内容	医師を中心に業務整理を行い、三国病院で、胃、肺、大腸がんの個別検診を実施する。併せて、県が主体的に取り組んでいるがん検診案内サイト「がんネットふくい」に上記3種を追加登録し、仕事などで医療機関への検診予約が困難な市民が自宅等から手軽に予約できる環境を提供する。		
実施目標	平成25年7月末までに、院内の体制を整備し、福井県医師会に対し、胃、肺、大腸がん個別検診機関登録申請を行う。登録通知受理後、検診を実施する。		
達成状況	平成25年度 達成		
取組結果・効果額	平成25年度にがん個別健診機関登録申請を行い、がん個別健診の受入が可能となった。また、継続的な周知と事業の浸透により、受診者および収益の増加となった。		2.9

番号	24	事業名	公園長寿命化計画の策定
事業推進課	都市計画課		
現状及び問題点	坂井市には大小含めて250以上の公園があるが、大規模な公園には複合遊具、管理棟、野球場も設置されている。いずれも設置から相当に月日が経過しており近い将来のリフレッシュが想定されるが多額の費用が必要となる。公園長寿命化計画の策定済の場合は国費の補助を受けることができる。		
実施内容	公園調査・長寿命計画策定を実施する		
実施目標	社会資本整備計画に沿って、公園長寿命化計画を策定する。		
達成状況	平成28年度 達成		
取組結果・効果額	坂井市内の公園について現状調査を図り、リフレッシュ化における優先度の高い公園、規模が大きい公園、利用頻度の高い公園についての公園長寿命化計画を策定した。		-

第二次坂井市行政改革(119の改革)取組結果

番号	25	事業名	市営住宅の管理運営の見直し
事業推進課	都市計画課		
現状及び問題点	市では、市内の住宅事情に留意しつつ低額所得者の住宅不足を緩和するための対策として市営住宅の供給事業を行っているが、改良住宅などで老朽化が進んでいるため、改修で対応できるものは改修を行い、既存の住宅ストックを有効に活用する。 なお老朽化が激しい住宅は入居者募集を凍結するなど、順次縮小廃止していく。		
実施内容	住宅マスタープランに基づき、計画期間内は、既存の市営住宅の改善事業を推進するとともに、適切な管理運営に努めることによって市営住宅需要に対応する。 また、中長期的には維持管理費の縮減のために民間活力等の活用について、研究・検討する。		
実施目標	住宅マスタープランに基づき、短期的には市営住宅ストックの適切な改善・管理・運営に努めるとともに、中長期的には指定管理者制度等の民間活力の活用について研究・検討する。		
達成状況	平成28年度 達成		
取組結果・効果額	住宅マスタープランに基づき、短期的には市営住宅ストックの適切な改善・管理・運営に努めた。 指定管理者制度の導入の検討については、坂井市規模の公営住宅数では、逆にコスト増が懸念される。また、個人情報を取り扱う必要性や、社会的、経済的に弱い立場の住民が多く、現状では民間の手法が活かさない可能性が高いと判断した。		

番号	26	事業名	証明書等発行サービスの充実
事業推進課	市民生活課		
現状及び問題点	本庁、各総合支所では毎週金曜日の窓口延長事務実施など、窓口業務の市民サービスは図られているが、多様化する住民ニーズに伴い、平日の時間外や休日における発行の要望がある。また、窓口における発行時の本人確認手続き事務が煩雑化することや、待機時間が長くなる。		
実施内容	多様化する住民ニーズに対応するため、証明書自動交付機で平日時間外や休日にも対応できる証明書等の発行サービスを図る。また、コンビニにおける証明書交付も検討し、市民満足度の充実に図る。 マイナンバー制度導入に伴い、個人番号カードの普及促進など市民サービス向上に向けた窓口体制の充実に図る。		
実施目標	休日や時間外に各種証明書が交付できるサービスとして、コンビニ交付への検討を行い、平成29年4月からコンビニ交付サービスを実施する。合わせて個人番号カードの普及促進を図る。		
達成状況	平成28年度 達成		
取組結果・効果額	市民のニーズに対応するため、証明書等を時間外や休日にも交付できる住基カードを利用した自動交付機の周知を行っていたが、マイナンバー制度の導入により、マイナンバーカードを利用したコンビニ交付サービスの導入を進めた。平成28年1月の制度運用開始以降、本庁、各支所での休日臨時窓口の開設を行い交付を促進した結果、2年間で発行件数は5,684枚となった。平成29年4月1日からはコンビニ交付サービスの運用を開始し、証明書発行の種類やサービス利用時間の充実も図られた。		

番号	27	事業名	保育所保育、幼稚園教育の一体化の推進（計画策定）
事業推進課	子育て支援課		
現状及び問題点	少子化や保育需要の変化により公立幼稚園の中に単学級、少人数の園があることや、保育所、幼稚園の施設の老朽化及び保育ニーズの高まりや多様化等に対応し、保育環境の充実・向上を目指す上で、実態に即した幼保一元化計画及び幼児教育指針等を策定し、施設整備を含め幼稚園教育と保育所保育を一元的に推進する必要がある。		
実施内容	幼保園への順次移行を図る上で、幼保一元化計画及び幼児教育指針並びに幼保園運営方針等を策定し、順次計画を進めていく。また、幼保一元化計画等周知のための保護者説明会等を順次実施していく。		
実施目標	平成26年度からの幼保園への順次移行に向け、教育委員会との調整を図りながら幼保一元化計画等の策定を目指す。また、周知のための説明会及び必要な施設整備等を実施していく。		
達成状況	平成25年度 達成		
取組結果・効果額	幼保一元化計画及び幼児教育指針並びに幼保園運営方針を策定し、計画的に幼保一元化を進めることができた。		

第二次坂井市行政改革(119の改革)取組結果

番号	28	事業名	公金の安全性確保と効率的運用の推進	
事業推進課	会計課			
現状及び問題点	<p>安全性の確保面：普通預金は全額補償される決済性預金口座（利息はゼロ）を使用して、安全性を確保している一方で、余剰資金については定期預金、通知預金など全額補償されない預金で運用している。預金については安全性は比較的高く確保されているが、指定金融機関が破綻した場合にどのように対応するかといった危機管理マニュアルは整備されていない。</p> <p>効率的運用面：債券による運用はほとんどなく、また決済性資金に偏りすぎる面があり、安全性を追求するあまり、効率的運用が十分にされていない現状にある。地方自治法第235条の4第1項、241条第2項の規定に沿うよう、安全性を確保しながら、運用収入の増を目指す必要がある。</p>			
実施内容	<p>①公金運用方針、運用基準等を制定することによって、公金運用の基準を明確化し、さらなる公金運用収益増を図る。</p> <p>②危機管理マニュアル等を作成し、金融機関等が破綻した場合の対応を整理し、安全性の確保を図る。</p> <p>③資金運用の専門研修に職員を派遣し、資金運用の専門的知識を持つ職員を養成する。</p>			
実施目標	資金をより効率的に運用するための基盤を平成25年度中に整備し、平成25年度後期から積極的な公金運用に取り組み、運用収益の増を目指す。			
達成状況	平成26年度 達成			
取組結果・効果額	<p>公金管理及び運用基準(訓令)等や、公金保全のための緊急対応マニュアルも平成26年度で作成した。</p> <p>平成27年度からは運用基準等も考慮し、マイナス金利の社会情勢ではあるが、ペイオフ対応も含め、安全性、確実性、流動性、効率性を考慮した運用金融商品の選択を図り、財政効果額はプラスとなった。</p>			3.4

番号	29	事業名	坂井市敬老会の実施方法の見直し	
事業推進課	健康長寿課			
現状及び問題点	<p>自治区毎に開催している敬老会は、合併前に旧町で開催していた内容を引き続き実施していたが、時期・開催方法・送迎方法・イベント内容・一人当たりの経費にばらつきがあり、公平性の観点からも、敬老会の開催内容統一に向けた見直しを図ってきた。しかし、高齢化で対象者は増えているが出席者は減少傾向にあることから敬老会のあり方そのものについて再検討が必要となってきた。</p> <p>近年、地域主体のまちづくりが進められている中で、地域の住民が同じ地区に住む高齢者に敬意を持ち、世代を超えた人間関係を築くことが大切である。そのことから、地域主体の敬老会を地域で開催することの検討が必要である。</p>			
実施内容	<p>敬老会のあり方について検討し、見直しを図る。</p> <p>(見直し項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施主体（市、まちづくり協議会、区長会、地区実行委員会等） ・会場（自治区単位、公民館単位、地区単位） ・財政措置（実施主体への補助金・委託料等） 			
実施目標	市主催から、市と地区が協働して開催する地区別敬老会とし、地域の創意と工夫で長寿をお祝いする機会として定着を進めている。			
達成状況	平成26年度 達成			
取組結果・効果額	<p>平成25年度より三国地区で、平成26年度より丸岡・春江・坂井地区で開催され、市主催から市と地区が協働して開催する地区別敬老会として定着してきた。</p> <p>また、市職員の積極的な協力により、地域コミュニティーの形成が図られた。</p>			—

番号	30	事業名	情報公開制度の充実について	
事業推進課	総務課			
現状及び問題点	<p>透明性のある開かれた行政運営を進め真に住民自治を実現するために、行政情報をわかりやすく住民に示し、積極的に情報を公開するとともに行政情報にアクセスしやすい環境づくりを進めることが必要であります。</p>			
実施内容	情報公開制度の適正な運用と積極的な行政情報の提供を推進する。			
実施目標	情報公開制度の適正な運用と共に積極的な行政情報の提供を推進する。			
達成状況	平成28年度 達成			
取組結果・効果額	<p>情報公開制度の実績や制度の内容に関する情報をホームページ等に掲載し、制度の適正な運用と周知を図るとともに、各課等において積極的な行政情報の提供を行った。</p>			—

第二次坂井市行政改革(119の改革)取組結果

番号	31	事業名	市民への情報提供（行政チャンネル）
事業推進課	秘書広報課		
現状及び問題点	行政チャンネルでは、市政情報、市内イベント、催事を撮影、編集し放送している。番組制作は外部業者に委託し、市と行政チャンネルの管理業者である福井ケーブルテレビと連携をとりながら業務を行っている。平成27年2月からは、HD（ハイビジョン）放送に合わせ、番組編成についても大幅にリニューアルし、市民の多くの方にも出演してもらい、見やすく、また市民への充実した情報提供を行っている。		
実施内容	市内のイベント等を紹介するニュースや団体活動紹介等の番組を制作し放送する。文字放送を取り入れ市民の身近な情報を提供する。放送形態は、午前6時から午前0時までの18時間放送。		
実施目標	撮影、編集等の民間委託により、情報を的確に放送する。		
達成状況	平成26年度 達成		
取組結果・効果額	平成25年度に番組制作業務の民間委託（外部委託）を実施するとともに、平成27年2月からのハイビジョン放送の開始にあわせて、番組編成のリニューアルを行った。 また、市民に身近な出来事やイベント、さらには子どもたちや地域資源等を番組において取り上げるにより、徐々にではあるが、市民に対して「坂井チャンネル」が浸透してきている。		
番号	32	事業名	市民への情報提供（ホームページ）
事業推進課	秘書広報課		
現状及び問題点	市政情報や各種イベントなどの情報を市民に対しリアルタイムに情報提供を行っている。機器のリースは5年間対応で、平成27年度末でリースが終了することから、平成26年度に検討会議を行い、平成27年度中にシステムを含めたリニューアルを実施する。継続的にホームページ利活用のメリットを研究する必要がある。		
実施内容	ホームページの適正な運営管理		
実施目標	より精度の高い情報を的確に発信していく		
達成状況	平成28年度 達成		
取組結果・効果額	平成28年4月1日にホームページのリニューアルを実施することにより、閲覧者の視点にたったデザインを採用するとともに、外国語翻訳サービスなどの新しい機能を追加し、ホームページの機能面での充実を図った。 この結果、平成29年全国広報コンクールのウェブサイト・市部門において入選するなど、一定の成果を得ているといえるが、新しいホームページの機能を最大限に活用するための運用に努める必要がある。		
番号	33	事業名	「議会基本条例」による開かれた議会の実施
事業推進課	議会事務局		
現状及び問題点	坂井市議会では、議会及び議員の活動原則等に係る基本的事項を定め、その責務を明らかにするために、「坂井市議会基本条例」を制定し、「市民に開かれた議会」、「市民参加を推進する議会」として、市民に身近な信頼される議会を目指す。		
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・本会議のほか、各委員会、全員協議会を原則公開とする。 ・議員個々の議案等の採決の賛否、会議の出欠について、「市議会だより」、「市議会ホームページ」で公表する。 ・市民に対し説明責任を果たし、市民の意見を的確に把握するため、議会報告会、政策懇談会等を開催する。 ・現在、さかいケーブルテレビで、本会議を録画放送していますが、今後、議会中継手法などを検討する。 ・政務調査費の収支報告書等の写しについて、「市内に住所を有する者」などに限定する閲覧の請求となっていた要件を撤廃し、何人も閲覧請求ができるようにする。 		
実施目標	市民への説明責任を果たし、「市民に開かれた議会」、「市民参加を推進する議会」として、更なる議会改革を進める。		
達成状況	平成27年度 達成		
取組結果・効果額	議会が持つ情報の発信として、本会議のほか各委員会、全員協議会を原則公開、政務活動費の収支報告書等の写しについての閲覧等、市民との意見交換の場を積極的に持ち議会への市民参加を促進した。 また、議会基本条例に基づき実施されている取り組み内容を検証した。		

第二次坂井市行政改革(119の改革)取組結果

番号	34	事業名	市民の声の把握
事業推進課	秘書広報課		
現状及び問題点	現在市民からの意見、要望等について日常的にはホームページからメール等によるものや国の行政相談委員からの意見、要望がある。また広聴事業として「わがまち懇談会」に準じ、各種団体等の懇談会に出向くなどしているが、懇談会の対象等について今後検討が必要である。		
実施内容	ホームページからは、随時メールにより意見や要望を受け付けている。「わがまち懇談会」はその時点にて対象団体等を設定し懇談会形式にて開催している。		
実施目標	市民からの声を広く聞き取る		
達成状況	平成28年度 達成		
取組結果・効果額	個別広聴事業として実施していた「市長への手紙」を平成25年度に廃止したが、平成28年4月のホームページリニューアルに伴い「市長への提案」を設置することにより、効率的な運用を図った。 集団広聴事業として、市長が各種会議等に参加することにより、直接市民の声を聴き、市政に反映した。 さらに、各所管課においてパブリックコメントやアンケート調査を実施することにより、個別の政策の企画・立案の際に、積極的に市民の意見を聴きとり、政策等に反映させるように努めた。 以上の取組により、様々な機会を通じて、市民からの声を幅広く聞き取る体制を構築することができた。		
番号	35	事業名	第2次総合計画策定に係る市民アンケートの実施
事業推進課	企画情報課		
現状及び問題点	平成23年度で市総合計画後期基本計画を策定するための基礎資料として、「市民満足度調査」を実施した。この中では、現在の市の取り組みに対する市民評価と今後の市民意向を把握することを目的に行っている。 問題点としては、市民ニーズの把握として、適切なアンケートの手法が現在の満足度調査でいいのか検討が必要である。また、庁内の協力体制にも問題がある。		
実施内容	平成29年度の第2次総合計画策定に向けて、基本構想など市の方向性を決めるための市民ニーズ・意識を調査する。		
実施目標	第2次総合計画に市民のニーズ・意識を出来る限り取り入れ、反映させる。		
達成状況	平成27年度 達成		
取組結果・効果額	今回の改革途中の平成27年度に、人口減少の課題に取り組むため新たな総合戦略という計画を策定するための住民アンケートを実施し、一般市民約1,300、子育て世代約200、高校生560の市民アンケートの回収をすることができた。		
番号	36	事業名	職員の地域活動への積極的な参加
事業推進課	まちづくり推進課		
現状及び問題点	H24年4月に施行された「坂井市まちづくり基本条例」には、「まちづくりの主役は市民」と位置づけられ、同第14条には、「職員は、地域社会の一員であることを自覚し、自らも積極的に市民と連携し、まちづくりに取り組まなければならない」と職員の責務を定めている。		
実施内容	職員が暮らす地区の行事への参加およびまちづくり協議会への積極的な参加・参画		
実施目標	全職員が、地域の行事への参加やまちづくり協議会への参加また、PTA活動など地域社会活動に積極的に参加、参画する		
達成状況	平成28年度 達成		
取組結果・効果額	市職員の多くはPTA活動等の各種の地域活動に携わっており、また、敬老会や支所所管の祭り等地域振興事業にも地元職員は積極的に参加・協力しているところである。今後もまちづくりパートナーシップ講座等の出前講座を活用しながら重要施策や生活に根差した施策の浸透も図っていききたい。		

第二次坂井市行政改革(119の改革)取組結果

番号	37	事業名	職員の意識改革
事業推進課	職員課		
現状及び問題点	協働のまちづくりを推進する上で、市民主体の積極的な行政体質に転換していくために市民と行政が良好なパートナーシップを構築する必要があり、職員が積極的に地域・社会活動（市民活動）に参加することにより市民目線での行政運営を行い職場の活性化を図ることが重要である。		
実施内容	全職員が地域社会の一員であることを自覚し、自らも地域・社会活動（市民活動）に積極的に参加するとともに応分の役割を担うことにより市民と行政との良好なパートナーシップを構築する。市民目線に立った行政運営を行うために職員の意識改革を図るとともに職場での目標を定め事務の効率化を図る。		
実施目標	職員の意識改革の推進		
達成状況	平成28年度 達成		
取組結果・効果額	坂井市職員自主研修支援要綱に基づき、公務遂行に必要な知識や技能の習得及び政策形成能力の向上を図るためのグループ研究活動制度を支援。毎年度、複数のグループが研究活動し、事業提案や幹部職員に対して研究成果を提言し実現可能なものについて導入を図っている。 平成26年度より、特定事業主行動計画に基づき、女性活躍に特化した庁内研修を実施。女性職員が家庭と職場を両立し、管理職に就くことへの意識向上を図り、職員が働きやすい職場づくりに取り組んだ。		

番号	38	事業名	人事評価制度の構築
事業推進課	職員課		
現状及び問題点	地方分権が進み、市民ニーズが複雑高度化・多様化する中、良質で効率的な行政サービスを提供するとともに独自の政策が望まれ、これまで以上に主体的かつ自主的な行政運営が必要となっています。こうした状況の中、職員に求められる能力が急激に変化しこれまでの勤務年数に応じた年功序列的な昇進や給与体系を改善し、職員個々の能力や実績等を的確に把握した成果重視型の人事管理を行い公務能率の一層の推進を図っていくことが必要である。		
実施内容	職務精勤、職務能力、業務の目標と成果に基づいた人事評価制度を導入し、仕事に対する意識改革と職員の資質向上、組織の活性化を図る。		
実施目標	人事評価制度のH26年度完全実施を目指す		
達成状況	平成27年度 達成		
取組結果・効果額	平成22年度から試行、平成26年度から本格実施に移行し、平成27年度から評価に反映させた。毎年評価者または被評価者の研修を行うことにより、人事評価制度に対する理解も職員に浸透し、評価者ごとにバラつきのあった評価も年を追うごとに均一的な評価となってきている。 また、被評価者においても年度末に自己評価および所属長面談を行うことにより、次年度での改善点も見いだせた。		

番号	39-1	事業名	まちづくり協議会による自主的なコミュニティセンター運営
事業推進課	まちづくり推進課		
現状及び問題点	公民館は、地域における社会教育施設としての役割を持っており、社会教育活動である生涯学習を進めるため、各種講座の開催ならびに貸館業務を行っています。まちづくり協議会発足後は、その活動拠点も公民館と位置づけられ、地域活動支援のために職員体制の強化も図られてきました。それぞれのまちづくり協議会では、地域の特性に合わせ特色のある活動を行っていますが、組織強化等運営上の課題がある。		
実施内容	公民館を「地域づくりの場」「生涯学習活動の場」「地域住民交流の場」としてまちづくり協議会の活動拠点、地域活動のシンボリックな施設と位置付け、まちづくり協議会活動がより活発に行われるよう市民と市が連携し、まちづくり協議会の組織強化や活動の醸成に取り組む。		
実施目標	公民館やまちづくり協議会で抱える問題点を解決し、運用に必要な制度づくりを行い、まちづくり協議会による運営を目指す。		
達成状況	未達成 次期に継続		
取組結果・効果額	公民館をコミュニティセンターに移行したことで、まちづくり協議会による運営ができるようになった。今後地域コミュニティの拠点として、地域づくり活動が活発になるにつれて、より良いコミュニティセンターの在り方・機能・管理運営について継続して検討する。		

第二次坂井市行政改革(119の改革)取組結果

番号	39-2	事業名	まちづくり協議会による自主的なコミュニティセンター運営	
事業推進課	生涯学習スポーツ課			
現状及び問題点	まちづくりの拠点施設である公民館では生涯学習部門とまちづくり部門が混在している。まちづくりは行政から画一的に進めるのではなく、地域のニーズに的確に応えるには、市民との協働により事業を展開していく必要があり、地域づくりの実行役であるまちづくり協議会での運営が求められている。			
実施内容	まちづくり協議会が、公民館（コミュニティセンター）の自主運営に対応可能な状態になるような体制強化を支援する。			
実施目標	まちづくり協議会において、公民館自主運営が出来るよう支援に努める。			
達成状況	未達成 次期に継続			
取組結果・効果額	平成27年4月1日に公民館をコミュニティセンターへ移行し、まちづくり協議会への支援体制の強化を図った。また、社会教育の推進体制の再構築を図り、まちづくり推進課へ事務を移管した。			-

番号	40-1	事業名	春江南公民館、春江女性の家、春江児童館の一体的運営	
事業推進課	まちづくり推進課			
現状及び問題点	春江南公民館、春江女性の家、春江児童館は、それぞれ異なる役割を持ちながらも、建物としては同一敷地内に渡り廊下で接続して建っている。それぞれの施設の運営所管は異なっているが、施設の管理については、公民館が行なっている。			
実施内容	三つの施設を一体的にコミュニティセンターとし「地域づくりの場」「生涯学習活動の場」「地域住民交流の場」として、まちづくり協議会の活動拠点、地域活動のシンボリックな施設と位置付け、まちづくり協議会による管理を目指す。			
実施目標	各公民館のコミュニティセンター移行に合わせ、春江南公民館・春江女性の家・春江児童館を一体的にコミュニティセンターに用途変更し、当該3施設を一括した地元まちづくり協議会の管理を目指す。			
達成状況	平成28年度 方針転換			
取組結果・効果額	江留上コミュニティセンター（旧春江南公民館）は改修事業をまちづくり推進課が、春江女性の家は本庁舎改修にあわせて別施設に配置、春江児童館機能は改修後のコミュニティセンター内に複合施設として整備することとなった。			-

番号	40-2	事業名	春江南公民館、春江女性の家、春江児童館の一体的運営	
事業推進課	子育て支援課			
現状及び問題点	同一敷地内に春江南公民館、春江女性の家、春江児童館の3施設が共存しており、それぞれ生涯学習スポーツ課、まちづくり推進課、春江支所福祉課が管理・運営している。それぞれの部署でそれぞれの正職員、臨時職員を配置しており、施設の管理・運営上無駄が生ずる要因となっている。			
実施内容	合理的な施設管理・運営を図るため、春江南公民館、春江女性の家、春江児童館の一体的運営を目指す。			
実施目標	春江南公民館、春江女性の家、春江児童館の一体的運営。			
達成状況	平成28年度 方針転換			
取組結果・効果額	江留上コミュニティセンター（旧春江南公民館）は改修事業をまちづくり推進課が、春江女性の家は本庁舎改修にあわせて別施設に配置、春江児童館機能は改修後のコミュニティセンター内に複合施設として整備することとなった。			-

第二次坂井市行政改革(119の改革)取組結果

番号	41	事業名	三国キダーホールの運営見直し
事業推進課	教育総務課		
現状及び問題点	坂井市キダーホール三国（以下「キダーホール」という。）は、児童、生徒の健全育成を目的とし、市教育委員会が管理、運営する施設である。しかし、施設の利用は、キダーホールが立地する地域の児童、生徒及び住民の利用が殆どであり地域密着型の施設である。利用者の利便性の確保と住民の施設利用に係る公平負担を求める必要がある。		
実施内容	坂井市キダーホール三国の運営について、三国地区まちづくり協議会へ委託を行う。		
実施目標	キダーホール検討委員会とキダーホールのあり方と運営委託の必要性について協議を行い、運営委託又は公平負担の計画期間内結論を出す。		
達成状況	未達成 次期に継続		
取組結果・効果額	キダーホールの今後のあり方について協議を重ねることができた。平成28年度に実施した耐震診断結果を踏まえ、今後の方向性につながるように、さらに検討を進めていく。		-

番号	42	事業名	地区集会施設の地元移譲
事業推進課	生涯学習スポーツ課		
現状及び問題点	丸岡地区のたつみ・新九頭竜・北町・霞町の町内公民館・東部集会所は施設利用者が地元住民に特定されており、地区の集会施設との公平性の観点から地元は無償譲渡していくことが望ましい。		
実施内容	丸岡地区町内公民館・集会所については、地元の理解を得ながら地縁団体の設立を促進し無償譲渡を推進する。		
実施目標	平成24年度より地縁団体の設立支援を促進し地元の体制を整えていき、引続き地元との協議を進め無償譲渡を実施する。		
達成状況	未達成 次期に継続		
取組結果・効果額	丸岡地区のたつみ・新九頭竜・北町・霞町の町内公民館・東部集会所の譲渡について、地元と協議を進めてきた結果、北町町内公民館については、解体。たつみ町内公民館については、地元地縁団体へ譲渡することとなった。次期行革期間においても継続して取り組む。		-

番号	43	事業名	坂井市観光連盟の組織強化
事業推進課	観光産業課		
現状及び問題点	平成20年に組織を立上げ、「坂井市観光ビジョン戦略基本計画」の策定に主体的に関わり、坂井市の長所を生かした新しい観光の創出や観光ネットワークの構築等を行っている。設立当初から本課に事務局を設け、本課職員が事務にあたっている。そのため、次第に活動内容が事務局任せになってきており、観光連盟の活動に対する会員の関心が薄れてきている。		
実施内容	連盟会員が積極的に連盟活動に参加し、現状の課題を解決していくような各種施策を進めていく。また、そのような活動を効率的に取組んでいけるような体制の再構築を検討する。		
実施目標	平成24年度より事務局運営を順次坂井市観光連盟に移行する。		
達成状況	平成26年度 達成		
取組結果・効果額	平成27年2月に一般社団法人化をし、4月には旅行業の営業免許を有するようになり、社員(会員)を90人程度まで有するようになったことでは、取組みの成果があったと言える。旅行会社として、商品造成や商品販売・営業を積極的に行い、収益事業の企画立案、実践を行っていくことが今後の課題であり、収益が上がるようになれば、それが大きな取組む成果になる。		-

第二次坂井市行政改革(119の改革)取組結果

番号	44	事業名	丸岡古城まつりの見直し	
事業推進課	丸岡地域振興課			
現状及び問題点	丸岡区域の「丸岡古城まつり」は、例年、町内各種団体から構成される実行委員会において企画・運営・実施されてきているものの、未だに市が直接携わっている部分が多い。			
実施内容	事業のあり方そのものを含め、実行委員会が自主的に当事業を実施していくための意識啓発および体制の整備を図る。			
実施目標	平成26年度に実施の「第46回丸岡古城まつり」から、事務局を実行委員会委員(市民)に移行して、当該事業を運営していくことを目指す。			
達成状況	平成26年度 達成			
取組結果・効果額	平成24年より地元有志によるまつり運営の在り方を検討し、古城まつり盛りあげ隊による企画案の作成等、市民がまつり運営により深くかかわってけるよう実行委員会の改革を行った。人材の発掘や実行委員会の拡充を図りながら、委員の意識の向上など、着実に市民が主体となったまつり運営が行えるようになってきている。			-
番号	45	事業名	まちづくり協議会に気軽に参加出来る環境づくりと次世代人材の育成	
事業推進課	まちづくり推進課			
現状及び問題点	平成19年度から公民館を活動拠点と位置づけ23のまちづくり協議会が設立され、市民と協働のまちづくりの取り組みを行っている。まちづくり協議会活動については、一見活動が活発に見えても参加者が一部の人に限られている、参加者の裾野が広がらない、後継者が育たない、活動の認知度が低いなどの問題を抱えている。			
実施内容	まちづくり協議会自らが考え、実践できるよう、まちづくり協議会の基盤づくり、強化を支援する。			
実施目標	まちづくり協議会の問題点、課題を共有し解決に取組み、より活発に活動できる制度づくりを行う。地域住民自らが、まちづくりに関心を持ち、関心を持てる環境づくり、仕組みづくりに取組む。			
達成状況	平成28年度 達成			
取組結果・効果額	地域づくり支援ソフト事業検討委員会において、まちづくり協議会の「組織強化」と「主体的な活動」への支援を含めた『地域づくり支援ソフト事業の推進方針』を定め、「まちづくりカレッジ」や「まちづくりパートナーシップ講座」、「コミセンリレー講座」等の事業を創設し、まちづくり活動に対する市民の機運の醸成や参画しやすい環境づくりを行った。			-
番号	46	事業名	協働のまちづくり事業交付金の見直し	
事業推進課	まちづくり推進課			
現状及び問題点	平成19年度から公民館を活動拠点と位置づけ23のまちづくり協議会が設立され、市民と協働のまちづくりの取り組みを行っています。まちづくり協議会の活動のため、地区内の住戸数を基準とした協議会の運営に対する交付金と協議会それぞれが独自に取組む特別事業に対する交付金が交付されているが、交付金の使い勝手に対する意見あるいは、柔軟な運用を求める意見などがある。			
実施内容	協働のまちづくり事業交付金は、戸数割を基本として交付額をきめる一般事業と特色ある事業展開を推進し1事業あたり500千円を上限とする特別事業がある。その交付基準や運用について見直しを行う。			
実施目標	協働のまちづくり事業交付金については、自己責任、自己解決の姿勢でまちづくり協議会が積極的に活動できるよう、常に制度・基準の見直しを行なう。			
達成状況	平成27年度 達成			
取組結果・効果額	まちづくり協議会や地域の意見を聞きながら、現状に応じた使い易い交付金を目指し、区長会交付金との一括交付や交付金の用途規制を一部緩和した。			-

第二次坂井市行政改革(119の改革)取組結果

番号	47	事業名	上下水道事業包括的民間委託	
事業推進課	上下水道課			
現状及び問題点	人口減少社会の到来などによる水需要の減少や水道施設の老朽化により収益増加が期待できない厳しい経営状況になっており、一方ではこれまで以上に地震対策や安全かつ安定的な水の供給が求められるなど社会的責任が拡大している。このような状況から時代ニーズに的確に対応した事業運営が必要であり、経済性・効率性の向上、サービスの質の向上を図るための経営改革を推進するために包括的な民間委託が必要である。			
実施内容	これまで、検針業務や水道施設維持管理業務などの業務を個別に委託していたが、経費削減や職員削減等の抜本的な行革効果を得るために、積極的な包括的業務委託を進める。			
実施目標	包括的な民間委託については、調査・研究をふまえ、当市にとっての人件費削減、住民サービスの向上及び収納率の向上など導入効果が見込まれる業務を検討し、平成27年度から実施したい。			
達成状況	平成26年度 達成			
取組結果・効果額	平成27年度からお客さまセンターを開設して、上下水道21業務について包括的業務委託を実施した。当初予定した人件費削減効果に加え、窓口のワンストップ化などお客さまサービスの向上が図られた。また、滞納整理業務においても未収金の減少が図られた。			▲64.0

番号	48	事業名	指定管理者のモニタリングによる評価とサービスの向上	
事業推進課	行政経営課			
現状及び問題点	合併後多くの施設で指定管理者制度を導入しました。今後より住民ニーズに対応するためには、モニタリングによりサービスの質を上げる必要があります。事業評価することにより、次期指定に反映させる必要がある。			
実施内容	指定管理者によるアンケートの実施と自己評価、担当課による指導監督（モニタリング）、最終年の指定管理者評価委員会による事業評価の実施。			
実施目標	指定管理者のモニタリングにより、サービスの質の向上を図る。			
達成状況	平成27年度 達成			
取組結果・効果額	平成27年度において指定管理者モニタリングマニュアルの改正を行い、指定管理者制度導入施設における導入方針を策定した。また、基本協定書や年度協定書の見直し、所要規定の整備も併せて行い、平成28年度末で18区分61施設において制度導入を図った。			▲202.6

番号	49	事業名	財団法人農業公社の再編の推進（出資法人の再編）	
事業推進課	農業振興課			
現状及び問題点	平成25年4月を目処に(財)坂井町農業振興公社は、「坂井市農業公社」として公益財団法人に移行し、春江町農業公社は、解散し市農業振興公社に統合する。なお、解散時の出資金の取扱いが検討事項である。			
実施内容	平成25年4月1日に「公益財団法人坂井市農業振興公社」として発足させ、春江、坂井地区は基本的に従来どおりの業務を行い、農業振興公社のない丸岡、三国町地区を含めた業務を行う。			
実施目標	平成25年4月1日を目標に公益財団法人として市農業公社の業務を開始する。			
達成状況	平成24年度 達成			
取組結果・効果額	春江町農業公社を平成25年3月31日に付けで解散、坂井町農業振興公社を平成25年4月1日において坂井市農業振興公社とし、三国・丸岡・春江・坂井地区全域での業務を開始した。			▲61.1

第二次坂井市行政改革(119の改革)取組結果

番号	50	事業名	(財) 三国温泉観光公社の解散	
事業推進課	観光産業課			
現状及び問題点	平成20年4月1日より「三国温泉ゆあぼ〜と」の指定管理を受けた「株式会社 三国温泉」が施設の管理運営を担うこととなり、三国温泉観光公社は指定管理者でなくなったため、当財団の存続意義が問われている。			
実施内容	公益法人制度改革期限の平成25年11月末までに、解散を念頭に財産の処分方法について検討する。			
実施目標	平成25年11月末までの解散を目指す。			
達成状況	平成24年度 達成			
取組結果・効果額	(財) 三国温泉観光公社の解散に伴い、基金を積み立てることができ、今後温泉施設の不測の事態時への対応が可能となった。			▲50.2

番号	51	事業名	土地開発公社の抜本的改革	
事業推進課	企画情報課			
現状及び問題点	<p>パブル崩壊後、社会情勢の変化により景気が低迷し、地価は下落する一方でパープルタウン黒目で分譲している15区画(戸建8区画、集合住宅7区画)の土地は売却が困難な状況となっている。</p> <p>また、公社の運転資金は金融機関からの短期貸付金の借換えにより債務返済の資金繰りを行っているが、土地処分が見込めない中で、自主的な収入もほとんど無く、毎年度赤字を計上している状況となっている。</p> <p>資産については、造成した時代の価格から、市場に見合う価格に定期的に見直しているため、実質的に約120,000千円の債務超過となっている。このような状況で事業を継続していくことは、将来的に坂井市の負担が増大することに繋がるため(市が土地開発公社の負債を債務保証している)、公社の存続を含めた検討が必要である。</p>			
実施内容	積極的な販売の促進、公売の実施に取り組み、一方で土地開発公社の存廃を検討する。			
実施目標	土地開発公社のあり方について、理事会等での検討を踏まえ結論を出す。			
達成状況	平成26年度 達成			
取組結果・効果額	土地開発公社のあり方について、理事会等での検討の結果、平成27年3月に解散・清算完了の手続きを完了した。また、解散手続きと並行して、地区への駐車場賃貸、太陽光発電等事業者への賃貸に結び付け、約2,300千円/年の市収入を得ることとなった。市の新たな財源を確保した上で、残る区画を市財産として引き継ぐことができた。			▲4.0

番号	52	事業名	「公共施設マネジメント白書」の進捗管理	
事業推進課	行政経営課			
現状及び問題点	平成23年度作成の「公共施設マネジメント白書」は今後の公共施設の方向性を示しています。それを着実に実行するためには、所管課による実施計画の作成と進捗管理を行う必要がある。			
実施内容	行政改革大綱実施計画書により「公共施設マネジメント白書」の個々の施設について進捗管理を行う。			
実施目標	白書の進捗管理により「公共施設の方向性」の実現に向けて取り組む。			
達成状況	平成28年度 達成			
取組結果・効果額	公共施設マネジメント白書に記載の「公共施設の方向性」実現に向け、個々の施設について進捗管理を行ってきた。その結果、方向性が転換された施設はあるものの、保育施設の幼保一元化計画・民営化計画に基づく統廃合や、丸岡支所と高椋コミュニティセンターの複合化整備、春江支所内への嶺北消防署機能の移転が行われた。三国地区においては、三国支所を三国社会福祉センターとみくに文化未来館のホール機能を併せ持つ市民センターとして整備することとなった。			-

第二次坂井市行政改革(119の改革)取組結果

番号	53	事業名	小中学校の耐震化等の推進
事業推進課	教育総務課		
現状及び問題点	小中学校の施設は、児童・生徒が一日の大半を過ごす場であるとともに、災害発生時には地域住民の避難場所にも指定されていることから、耐震補強、老朽化対策等の安全性の確保は、早急に取り組むべき課題となっている。 こうした課題は、多額の財政支出を伴うものであり、中長期的視点に立った年次計画を策定し進めて行く必要がある。		
実施内容	耐震診断結果により策定した学校施設整備計画に基づき、平成19年度から財政上有利な合併特別事業債の活用期限である平成27年度の完了を目標に耐震性の低い学校から順次、計画的に耐震補強改修工事を実施する。避難所として使用する屋内運動場を優先して耐震補強工事を行う。		
実施目標	整備計画に基づいた耐震補強改修工事の実施により耐震性の確保を図る。		
達成状況	平成27年度 達成		
取組結果・効果額	耐震診断結果により策定した学校施設整備計画に基づき、平成27年度までに計画的に耐震補強改修工事を実施し、耐震性を確保し、安全性を向上させることができた。		-
番号	54	事業名	幼稚園施設の耐震化等の推進
事業推進課	子育て支援課		
現状及び問題点	幼稚園施設は、園児の保育・生活の場として、豊かな人間性を育む保育環境として重要な意義を持っているため、多様な学習需要等に対応できる施設整備等を行うことにより、保育・生活環境維持・改善などの充実を図る必要があります。また、園児等の安全を確保する必要があること及び災害時には地域の防災拠点となることから、構造上危険な建物の耐震性能の向上を図る必要がある。		
実施内容	幼保一元化後も使用予定の幼稚園舎について、その診断結果に基づき、耐震補強工事を行い、併せて幼保育園への改修工事を行う。		
実施目標	整備計画に基づいた耐震補強改修工事の実施により耐震性の確保を図る。		
達成状況	平成27年度 達成		
取組結果・効果額	幼保一元化後、使用する2幼稚園（三国南幼稚園、三国西幼稚園は休園、春江幼稚園）について耐震補強工事を実施した。また、放課後児童クラブの施設として使用している幼稚園舎について、診断結果に基づき耐震補強工事を行い、耐震性を確保し、安全性を向上させることができた。		-
番号	55	事業名	教育施設の耐震化等施設整備の支援
事業推進課	教育総務課		
現状及び問題点	教育施設は、多くの市民が教育の場、コミュニケーションの場として活用されることから、安全性を確保する必要があるため、構造上危険な建物の耐震性能の向上を図る必要がある。		
実施内容	「公共施設マネジメント白書」に基づき、存続する教育施設について、施設所管課が実施する耐震補強・改修工事等の施設整備支援を行う。		
実施目標	整備計画に基づいた耐震補強改修工事の実施により耐震性の確保を図る。		
達成状況	平成27年度 達成		
取組結果・効果額	教育施設整備課、営繕課により、耐震補強工事等の技術支援が行われ、小中学校等の耐震化を進め、施設の安全性を向上させることができた。		-

第二次坂井市行政改革(119の改革)取組結果

番号	56-1	事業名	コミュニティセンター・体育施設改修整備
事業推進課	生涯学習スポーツ課		
現状及び問題点	体育館・公民館施設は、多くの市民が教育の場、コミュニケーションの場として活用されることから、安全性を確保する必要があるため、構造上危険な建物の耐震性能の向上を図る必要がある。		
実施内容	「公共施設マネジメント白書」に基づき、存続する体育館・公民館施設について、耐震補強・改修工事等の施設整備を行う。		
実施目標	整備計画に基づいた耐震補強改修工事の実施により耐震性の確保を図る。		
達成状況	未達成 次期に継続		
取組結果・効果額	公民館については、平成27年4月1日からコミュニティセンターに移行し、所管が市長部局に移管されたので、耐震補強等の改修については、まちづくり推進課にて計画して実施している。体育館については、国体が開催される丸岡体育館および三国体育館の耐震改修を実施した。それ以外の体育施設については、公共施設等総合管理計画に基づき、次期行革期間においても検討していく必要がある。		

番号	56-2	事業名	コミュニティセンター・体育施設改修整備
事業推進課	まちづくり推進課		
現状及び問題点	体育館・公民館施設は、多くの市民が教育の場、コミュニケーションの場として活用されることから、安全性を確保する必要があるため、構造上危険な建物の耐震性能の向上を図る必要がある。		
実施内容	「公共施設マネジメント白書」に基づき、存続する体育館・公民館施設について、耐震補強・改修工事等の施設整備を行う。		
実施目標	整備計画に基づいた耐震補強改修工事の実施により耐震性の確保を図る。		
達成状況	未達成 次期に継続		
取組結果・効果額	全コミュニティセンターを対象に平成28年度から5カ年計画による改修・更新事業に着手した。これにより平成32年度までに耐震補強をはじめバリアフリーや設備のリフレッシュ事業が完了する予定である。今後も整備計画に基づき継続して取り組む。		

番号	57	事業名	安田幼保園・今福幼保園の施設改修
事業推進課	子育て支援課		
現状及び問題点	核家族化の進展や夫婦共稼ぎ世帯の増加により、要保育児童数は増加しており、幼保一体化、保育所民営化を推進する一方で、地域の保育ニーズの高まりや多様化に合わせ、現保育所・幼保園の児童の受け入れ体制を整備することが必要になっている。		
実施内容	0歳児等低年齢児の入園希望者の増加などの保育ニーズに合わせ、安田幼保園、今福幼保園の施設改修を行います。		
実施目標	平成25年度に緊急性の高い安田幼保園の0歳児室増築を目指します。その後、平成27年度に今福幼保園の大規模改修を目指します。		
達成状況	平成28年度 達成		
取組結果・効果額	0歳児等低年齢児の入園希望者の増加などの保育ニーズに合わせ、安田幼保園、今福幼保園の施設改修を行うことができた。		

第二次坂井市行政改革(119の改革)取組結果

番号	58	事業名	丸岡地区公民館分館の地元移譲	
事業推進課	まちづくり推進課			
現状及び問題点	公民館は類似団体と比較して施設数が多く、統廃合・地元への移譲を推進し公共施設の合理化を図らなくてはならない状況にある。また老朽化した建物が多いため大規模修繕・改築等の必要が懸念される。			
実施内容	地元への移譲にむけて問題点を洗い出し、地元の理解を得ながら無償移譲を推進する。			
実施目標	問題点を解決し、地元への移譲を行う（鳴鹿第二・長畝第二・高椋西部）			
達成状況	未達成 次期に継続			
取組結果・効果額	地元への移譲に向けて問題点を洗い出し協議に取り組んできたが、現状では地元への移譲は困難あると判断した。いずれの分館も地域に溶け込んだ施設であるため、地元振興を絡めた有効活用や地元の意思による有意義な利用を見出しながら、次期行革期間においても継続して協議を進めていく。			-
番号	59	事業名	臨海・新保体育館のまちづくり協議会での運営	
事業推進課	まちづくり推進課			
現状及び問題点	三国町米納津、同新保地区にそれぞれ建つ臨海・新保体育館は、単独で設置されており、それぞれの管理は地元及び浜四郷公民館、新保公民館が行なっている。今後、公民館のコミュニティセンター化にあわせ地元又はまちづくり協議会による一体的な運営管理が必要である。			
実施内容	地元又はまちづくり協議会による運営を目指す。			
実施目標	公民館のコミュニティセンター化にあわせ、当該体育館を地元まちづくり協議会へ運営管理を移管できるよう検討していく。			
達成状況	未達成 次期に継続			
取組結果・効果額	コミュニティセンター移行後も市による管理運営を維持することとなったため、両体育館とも従来の管理を継続するに至っている。次期行革期間においても地元による管理運営を継続して協議する。 なお、新保体育館は平成30年度に体育館の隣地に移転改築するため、以降はコミュニティセンターによる管理運営が可能となる。			-
番号	60	事業名	丸岡B&G海洋センター・フィットネスセンターの民間移譲	
事業推進課	生涯学習スポーツ課			
現状及び問題点	丸岡B&G海洋センターは平成5年に建設され25mプール・幼児プール・ジャグジープールを備えた温水プール。フィットネスセンターは平成6年に建設されトレーニングルーム・エアロビクススタジオ・ストレッチルームを備えた施設である。 海洋センターはB&G財団から無償譲渡された施設のため譲渡契約書の条件についてB&G財団と協議が必要である。			
実施内容	丸岡B&G海洋センター・フィットネスセンターを民間移譲するための問題点を洗い出し、解決策を検討する。			
実施目標	平成24年度末に指定管理期間が終了し新たに指定管理者を募集するため、次期指定管理期間終了までに問題点を解決し、民間移譲を目指す。			
達成状況	未達成 次期に継続			
取組結果・効果額	B&G海洋センターとフィットネスセンターとは、施設的に共有する設備があるため、分けての民間移譲、施設管理は出来ない施設である。利用者数も全国のB&G施設の中で、1位を誇る施設であるため、財団の承認を得ることは困難である。 また、施設の老朽化が進んでいるため、引き続き修繕助成金を申請しながら、改修を継続して取り組む。			-

第二次坂井市行政改革(119の改革)取組結果

番号	61	事業名	春江B&G海洋センタープールの休止
事業推進課	生涯学習スポーツ課		
現状及び問題点	春江B&G海洋センターは昭和63年に建設され平成3年にB&G財団から無償譲渡され体育館、武道場、プールを備えた施設。プールは7月、8月のみの営業で、近くに春江東小学校があり、夏休み期間プールを開放していることなどにより利用者は減少傾向にある。譲渡契約書の譲渡条件についてB&G財団と協議が必要である。		
実施内容	春江B&G海洋センターのプールを休止するための問題点を洗い出し解決策を検討する。		
実施目標	平成25年度末に指定管理期間が終了し新たに指定管理者を募集するため、次期指定管理期間終了までに問題点を解決し、プールを休止できるよう努める。		
達成状況	未達成 次期に継続		
取組結果・効果額	春江B&G海洋センタープールについては、施設の老朽化が進み、修繕するには、多額の費用が必要になるため、休止し、廃止する方向性。今後、財団の承認が必要になるが、他の自治体を参考にし、次期行革期間においても廃止にむけた協議を行っていく。		-

番号	62	事業名	三国運動公園屋内温水プールの民間移譲
事業推進課	生涯学習スポーツ課		
現状及び問題点	三国運動公園屋内温水プールは、平成元年に建設され、25mプール・幼児プールを備えた温水プールである。温水プールは、施設が老朽化しており、修繕や改修についても検討が必要。		
実施内容	三国運動公園屋内温水プールを民間移譲するための問題点を洗い出し、解決策を検討する。		
実施目標	平成24年度末に指定管理期間が終了し新たに指定管理者を募集するため、次期指定管理期間終了までに問題点を解決し、民間移譲を目指す。		
達成状況	未達成 次期に継続		
取組結果・効果額	立地条件や施設の特徴を考えると、民間移譲での運営は困難であり、各小学校のプールのあり方によっては今後大規模な修繕が必要となるため、方向性を含めて検討する。		-

番号	63	事業名	三国艇庫の地元協会への移譲
事業推進課	生涯学習スポーツ課		
現状及び問題点	三国艇庫は、セーリング愛好者等が利用しており、施設の維持管理等に関しても坂井市ヨット協会が中心となって協力している。また、大きな修繕等がなければ施設の維持管理経費を施設利用料が上回る黒字施設である。平成14年に国庫補助により建設された新しい施設であること、国有地に建設されていることなどの問題点が挙げられる。		
実施内容	三国艇庫を坂井市ヨット協会へ移譲する。		
実施目標	坂井市ヨット協会と調整を行い、平成28年度からの施設譲渡を目指す。		
達成状況	平成28年度 方針転換		
取組結果・効果額	施設の状況や立地条件を考えると、民間移譲での運営は困難であるため、引き続き指定管理者制度による管理運営を行っていく。		-

第二次坂井市行政改革(119の改革)取組結果

番号	64	事業名	体育施設の統廃合
事業推進課	生涯学習スポーツ課		
現状及び問題点	市内には43の体育施設があり、統廃合・競技団体等への移譲を推進し、施設の合理化を図らなくてはならない状況にある。また、ほとんどの施設が老朽化しており、使用に支障をきたすような大規模な修繕・改修等の必要が懸念される。		
実施内容	使用を休止している施設等の廃止、大規模な改修が必要となった施設について問題点を洗い出し解決策を検討する。		
実施目標	使用を休止している施設の廃止、大規模な改修・修繕が必要となった施設について問題点の洗い出し、解決策の検討を行う。		
達成状況	未達成 次期に継続		
取組結果・効果額	使用を休止している施設については、廃止を行ってきた。今後も老朽化により、修繕が必要な施設が増えることが予想されるため、スポーツ施設のあり方の方向性を示す必要がある。		▲0.2

番号	65	事業名	丸岡観光情報センターの民間への移譲
事業推進課	観光産業課		
現状及び問題点	当該施設は、観光情報発信拠点施設として観光振興に重要な役割を果たしている。一方で、民間団体等の自主的な運営に託すことで、ビジネスチャンスが生まれ、さらに市と観光振興業務を連携していくことで、より効率的・効果的な業務遂行が可能と考える。		
実施内容	民間のノウハウを活用することにより、観光情報発信拠点施設としての位置づけを残しながらも、訪れた観光客へのもてなしとサービス向上及び施設の有効活用を促進するため、一定の条件を付して民間企業への譲渡を検討する。		
実施目標	現在、指定管理者により運営されているが、今後は積極的に民間へ移譲又は賃借物件としての財産貸付の検討。		
達成状況	未達成 次期に継続		
取組結果・効果額	従来より施設の老朽化・耐震性の問題は指摘されてきた上、期間中に国宝化推進の機運が高まり、策定予定である保存活用計画との整合性が新たに問題となっている。本施設の存廃が課題として浮上したため、現状での民間移譲の検討は、平成29年度に策定される城周辺整備計画との整合性を図りつつ、再協議が必要であるため継続して取り組む。		-

番号	66	事業名	三国温泉ゆあば〜との民間移譲
事業推進課	観光産業課		
現状及び問題点	当該施設は、現在指定管理者制度により運営しているが、本来、温泉施設における設置目的は、健康増進、観光振興に位置付けられているが、温泉施設はレジャー的な要素が高く、類似する施設が随所で民間事業者によって営まれている。		
実施内容	温泉施設はレジャー的な要素が高く、類似する施設が随所で民間事業者によって営まれていることから民間への移譲を調査・検討する。		
実施目標	平成26年度末までに、問題点を解決し、平成28年度からの民間移譲を目指す。		
達成状況	未達成 次期に継続		
取組結果・効果額	民間への移譲可能性に関し検討した結果、建物・設備の老朽化が課題となることが顕在化したため、平成28年度より3か年におよぶ設備の更新を実施している。 また、本施設は各宿泊施設への給湯も実施していることから、今後、いつまで施設の設備等の更新を続け維持していくのか、どの程度の設備更新とするのか、また、給湯業務をどのように継続していくのか等、市単独での検討ではなく、関係機関や関係者の協議を実施し、賃貸の条件等について改めて協議する必要がある。		-

第二次坂井市行政改革(119の改革)取組結果

番号	67	事業名	春江中小企業センターのシルバー人材センターへの移譲	
事業推進課	観光産業課			
現状及び問題点	現在の中小企業センターの1階部分はシルバー人材センターが使用しており、市としては、2階部分（ホール）の貸館業務のみを行っています。使用頻度も少なく、今後市が維持していくより、シルバー人材センターの拠点施設として使用した方が効率的な使用が可能である。			
実施内容	中小企業センターの管理運営について、移譲を含めて検討する。			
実施目標	移譲検討先であるシルバー人材センターと調整しながら、適切な管理運営を目指す。			
達成状況	未達成 次期に継続			
取組結果・効果額	移譲を含めた管理運営に向けて具体的な条件について協議した結果、移譲受入れの条件として、老朽化している施設のため修繕や改修の必要な箇所（屋上防水工事、トイレ洋式を含めたバリアフリー化など）があり、市が整備した後であれば、譲渡を受け入れるとの回答があった。このため今後も協議が必要であることから、次期行革期間においても継続して取り組む。			-

番号	68	事業名	丸岡歴史民俗資料館の展示見直し	
事業推進課	文化課			
現状及び問題点	主に丸岡町民から寄託を受けた資料を保管・展示していますが、温湿度管理が不十分で、資料の保管に適した環境とは言えない。また、多種多様の資料を保管しているが、それぞれに適した保存環境を整えることは施設規模からみても不可能である。今後収蔵資料が劣化する恐れがあり、展示内容の検討を進めていく必要がある。			
実施内容	劣化の恐れのある資料はみくに龍翔館で保管し、劣化しにくい資料を中心として、丸岡城天守の歴史を学べる資料を展示する方法を検討する。			
実施目標	丸岡歴史民俗資料館の展示内容及び保管場所の見直しを図る。			
達成状況	未達成 次期に継続			
取組結果・効果額	劣化の恐れのある資料については、三国龍翔館に順次移管しているが、龍翔館の保管庫も手狭となっていることから、今後も保管場所については検討が必要である。 資料館については入場者数も増えており、建物を有効に活用し、ガイダンス施設として展示内容の検討を次期行革期間においても継続して取り組む。			-

番号	69-1	事業名	三国湊町家館の民間移譲（旧岸名家・旧森田銀行との連携）	
事業推進課	文化課			
現状及び問題点	三国湊町家館は国の登録文化財である旧岸名家が隣接しており、合わせて「きたまえ三国」に指定管理者を委託している。一連の町並み景観を観光資源とし、観光拠点施設としての機能を更に発揮するために、25年度からは観光産業課の所管で、旧森田銀行本店を含めての委託をし、今後、地域一体の観光ボランティアを担ってもらうために民間移譲への検討を図る。			
実施内容	「公共施設マネジメント白書」に基づき施設の運営方法の変更や見直しについて検討する。			
実施目標	指定管理者と調整を行い、民間への移譲を目指す。			
達成状況	未達成 次期に継続			
取組結果・効果額	平成25年度から観光産業課へ事務を引き継ぎ、旧森田銀行本店を含めて指定管理委託をし、地域一体の観光ボランティアを担ってもらうために民間移譲への検討を図ってきた。現時点では民間移譲を進めるのは難しい状況であるため、次期行革期間においても継続して取り組む。			-

第二次坂井市行政改革(119の改革)取組結果

番号	69-2	事業名	三国湊町家館の民間移譲（旧岸名家・旧森田銀行との連携）	
事業推進課	観光産業課			
現状及び問題点	当該施設は、現在指定管理者制度により運営しており、運営者である一般社団法人三國會所は当該施設を拠点に事業を展開している。施設管理はもとより地域一体の観光振興に寄与している。			
実施内容	当該施設に隣接する旧森田銀行・旧岸名家との連携を踏まえ、文化財資源の観点及び観光資源の観点からの専門的な知識を有する民間への移譲を調査・検討する。			
実施目標	当該施設に隣接する旧森田銀行・旧岸名家との連携を踏まえ、文化財資源の観点及び観光資源の観点からの専門的な知識を有する民間への移譲を調査・検討する。			
達成状況	未達成 次期に継続			
取組結果・効果額	指定管理制度を用いて、民間の施設利用の手法を活用したいという思いがあったが、指定管理者の職務遂行能力の欠如が見受けられ、十分な施設の利活用を行うことができなかった。 次期行革期間において施設の民間移譲の検討も含め、施設の適切な利活用に関する協議を重ね方向性を決めていく。			-
番号	70	事業名	丸岡総合福祉保健センター（温泉棟）民間移譲	
事業推進課	丸岡支所地域振興課			
現状及び問題点	丸岡総合福祉保健センターは、福祉棟、デイサービス棟、温泉棟からなっており、現在、全棟の維持管理と温泉棟の運営を指定管理者に委託している。この施設は、社会福祉協議会や保健センターなどが入っていることや、3棟すべて繋がっており、水道や電気なども丸岡総合福祉保健センターとして一本で契約をしている為、協議、改修等が必要である。			
実施内容	温泉棟を民間移譲する為の問題点を洗い出し、協議・検討する。			
実施目標	平成26年度末までに、問題点を解決し、平成28年度からの民間移譲を目指す。			
達成状況	未達成 次期に継続			
取組結果・効果額	建物の老朽化による問題点の洗い出しを行い、温泉棟の部分売却なども検討したが、売却するためには分割が難しいこと、福祉保健事業の利用など、現時点では実現が不可能という結論になった。そのため、現状を維持しながら温泉棟だけではなく、福祉保健棟も指定管理者の利用を承認した。しかしながら、使用に制約も多く、温泉棟の入館者増につながるような相乗効果は思ったほど得られていない。客層は高齢者層が多く、新たな客層の開拓など、指定管理者の努力に期待する。 次期行革期間においても関連部署との協議を重ねながら、指定管理による維持管理を行っていくか、新たな方法を考慮するか検討していく。			-
番号	71	事業名	丸岡温泉たけくらべの民間移譲	
事業推進課	観光産業課			
現状及び問題点	平成13年より地元竹田地区の(有)たけくらべ(代表取締役福澤隆義)に施設を普通財産として賃貸(240万円/年)し、日帰り温泉、温泉宿泊、研修施設として経営を行なっている。(賃貸契約期間～H29.3.31) 賃貸にあたり施設内を一部改修したが、10年以上経過し施設内改修とともに、開設当時の設備の老朽化が著しく、大規模改修が必要となっている。			
実施内容	現在の事業者を軸に施設の完全民営化を図る。			
実施目標	賃貸契約期間が終了する平成29年3月31日を目途に施設移譲を目指す。			
達成状況	未達成 次期に継続			
取組結果・効果額	現経営者への譲渡・売却を前提に協議を重ねたが、経営状況などより譲渡後の施設の長期運営が見込めないと意思表示していることから、再度、賃貸契約を締結した。現経営者との引き継ぎの協議を含め、公募による新たな事業者の選定、施設の民間移譲、現状を継続していく場合においてもその範囲や期間といった今後の方向性を、「ちくちくぼんぼん」との宿泊施設同士の連携のあり方や、施設利用をした宿泊客のニーズを踏まえた上で決めていく。			-

第二次坂井市行政改革(119の改革)取組結果

番号	72	事業名	三国社会福祉センターの機能移転
事業推進課	三国支所地域振興課		
現状及び問題点	施設内には、坂井市社会福祉協議会みくに支部、坂井市障害者雇用ネットワークセンター、れんげキッズなどの活動拠点となっている他、一般市民の会合の場として頻りに利用されています。施設は、建設後42年経過しており耐震性がなく老朽化が著しい上、更新に要する費用が膨大になることから閉館していく方向となり、これら団体の移転や集会場機能の確保が求められています。		
実施内容	坂井市社会福祉協議会みくに支部、坂井市障害者雇用ネットワークセンター、れんげキッズなどの利用形態を調査し、三国支所や他の施設への移転の可否を決定します。総務部、財務部、市民福祉部と連携を取りながら進めていきます。		
実施目標	老朽化施設のため、三国庁舎、希望園、健康管理センターを含めた再配置を検討し、機能移転による廃止を目指す。		
達成状況	平成28年度 達成		
取組結果・効果額	三国庁舎内の保健センター及びいきいきサロンセンターあい愛にあった子育て支援センターを健康管理センターへ、子育て支援センター移転後のいきいきサロンあい愛に社会福祉協議会みくに支部が再配置された。また、三国希望園及びれんげキッズについては、三国西幼稚園を改修した後、移転することが決定した。その他、障害者雇用ネットワークセンター、配食ボランティアについても移転が完了し、三国社会福祉センターの機能移転による廃止準備が整った。		

番号	73	事業名	丸岡子育て支援センターの丸岡総合福祉センターへの機能移転
事業推進課	子育て支援課		
現状及び問題点	丸岡子育て支援センターの現施設は建物、電気設備等の老朽化が著しく、支援業務を行う新たな施設の確保が必要になっている。		
実施内容	丸岡子育て支援センターを丸岡総合福祉保健センターに移転する。		
実施目標	平成26年度に、丸岡子育て支援センターの丸岡総合福祉保健センターへの移転を目指す。		
達成状況	平成25年度 達成		
取組結果・効果額	平成25年度に丸岡総合福祉センターの旧保健センター事務所を支援センターの用途(仕様)に改修し、平成26年2月3日付けで移転した。		

番号	74	事業名	老朽児童館の機能移転。(池上・今市・西瓜屋・坪江・長畑・長屋)
事業推進課	子育て支援課		
現状及び問題点	児童館については、合併前の状況そのままのため、地域により大きな差が生じている。また、耐震性のない施設、老朽化の著しい施設、利用度の低い施設が多いため、維持管理費等財政負担が大きなものとなっている。		
実施内容	放課後児童クラブの場所の確保や、子どもの居場所づくりも必要なため、近隣の公民館等に児童館機能等を移管しながら、閉館や地元への移譲を目指していく。		
実施目標	老朽児童館(池上・今市・西瓜屋・坪江・長畑・長屋)の機能移転。		
達成状況	未達成 次期に継続		
取組結果・効果額	長畑児童館については、地元への移譲について協議を継続していく。その他の児童館については、施設の老朽化に伴う明確な方向性は決まっていないが、平成29年度以降は、施設ごとの児童館運営委員会等で議論しながら、意見等を集約していく予定である。次期行革期間においても継続して取り組む。		

第二次坂井市行政改革(119の改革)取組結果

番号	75	事業名	春江幼稚園・春江東幼稚園の幼保園化	
事業推進課	子育て支援課			
現状及び問題点	少子化や保育需要の変化により公立幼稚園の中に単学級、少人数の園があることや、保育所、幼稚園の施設の老朽化及び保育ニーズの高まりや多様化等に対応し、保育環境の充実・向上を目指す上で、施設整備を含め幼稚園教育と保育所保育を一元的に推進する必要がある。			
実施内容	春江幼稚園と春江東幼稚園を幼保園とする。			
実施目標	平成28年度から春江幼稚園と春江東幼稚園の幼保園化を目指す。			
達成状況	平成27年度 達成			
取組結果・効果額	幼保一元化計画及び幼児教育指針並びに幼保園運営方針を策定し、計画的に幼保一元化を進めることができた。			—

番号	76	事業名	三国南幼稚園及び三国西幼稚園の幼保園化	
事業推進課	子育て支援課			
現状及び問題点	少子化や保育需要の変化により公立幼稚園の中に単学級、少人数の園があることや、保育所、幼稚園の施設の老朽化及び保育ニーズの高まりや多様化等に対応し、保育環境の充実・向上を目指す上で、施設整備を含め幼稚園教育と保育所保育を一元的に推進する必要がある。			
実施内容	三国南幼稚園と三国西幼稚園を幼保園とする。			
実施目標	平成28年度から三国南幼稚園と三国西幼稚園の幼保園化を目指す。			
達成状況	平成27年度 達成			
取組結果・効果額	幼保一元化計画及び幼児教育指針並びに幼保園運営方針に則り、三国南幼稚園を幼保園化することができた。三国西幼稚園については幼保園化せず廃園とした。			—

番号	77	事業名	宿・安島保育所の幼保園化による雄島幼稚園の閉園	
事業推進課	子育て支援課			
現状及び問題点	少子化や保育需要の変化により公立幼稚園の中に単学級、少人数の園があることや、保育所、幼稚園の施設の老朽化及び保育ニーズの高まりや多様化等に対応し、保育環境の充実・向上を目指す上で、施設整備を含め幼稚園教育と保育所保育を一元的に推進する必要がある。			
実施内容	宿保育所及び安島保育所を幼保園化し、同地域の雄島幼稚園を閉園する。			
実施目標	平成26年度から宿保育所及び安島保育所を幼保園化し、同地域の雄島幼稚園の閉園を目指す。			
達成状況	平成25年度 達成			
取組結果・効果額	幼保一元化計画及び幼児教育指針並びに幼保園運営方針に則り、計画的に幼保一元化を進めることができた。			▲7.5

第二次坂井市行政改革(119の改革)取組結果

番号	78	事業名	加戸幼稚園・加戸保育所の統合、幼保園化	
事業推進課	子育て支援課			
現状及び問題点	少子化や保育需要の変化により公立幼稚園の中に単学級、少人数の園があることや、保育所、幼稚園の施設の老朽化及び保育ニーズの高まりや多様化等に対応し、保育環境の充実・向上を目指す上で、施設整備を含め幼稚園教育と保育所保育を一元的に推進する必要がある。			
実施内容	加戸保育所を幼保園化し、同地域の加戸幼稚園を閉園する。			
実施目標	平成26年度から加戸保育所を幼保園化し、同地域の加戸幼稚園の閉園を目指す。			
達成状況	平成25年度 達成			
取組結果・効果額	幼保一元化計画及び幼児教育指針並びに幼保園運営方針に則り、計画的に幼保一元化を進めることができた。			▲7.5

番号	79	事業名	霞保育所の整備、幼保園化と平章幼保園・長畝幼保園の閉園	
事業推進課	子育て支援課			
現状及び問題点	少子化や保育需要の変化により公立幼稚園の中に単学級、少人数の園があることや、保育所、幼稚園の施設の老朽化及び保育ニーズの高まりや多様化等に対応し、保育環境の充実・向上を目指す上で、施設整備を含め幼稚園教育と保育所保育を一元的に推進する必要がある。			
実施内容	霞保育所に0歳児室を増築するとともに幼保園化し、近隣の平章幼保園、長畝幼保園を閉園する。			
実施目標	平成26年度に0歳児室を増築し、平成27年度から霞保育所を幼保園化。近隣の平章幼保園、長畝幼保園の閉園を目指す。			
達成状況	平成26年度 達成			
取組結果・効果額	幼保一元化計画及び幼児教育指針並びに幼保園運営方針に則り、計画的に幼保一元化を進めることができた。			▲15.6

番号	80	事業名	春江西保育所の幼保園化と春江中保育所の改修による春江西幼稚園の閉園	
事業推進課	子育て支援課			
現状及び問題点	少子化や保育需要の変化により公立幼稚園の中に単学級、少人数の園があることや、保育所、幼稚園の施設の老朽化及び保育ニーズの高まりや多様化等に対応し、保育環境の充実・向上を目指す上で、施設整備を含め幼稚園教育と保育所保育を一元的に推進する必要がある。			
実施内容	春江西保育所(5歳児室増築等)及び春江中保育所(大規模改修等)の施設整備を施し、近隣の春江西幼稚園を閉園する。			
実施目標	平成25年度に春江中保育所の大規模改修工事、平成27年度に春江西保育所の5歳児室増築工事を実施し、平成28年度に幼保園化。近隣の春江西幼稚園の閉園を目指す。			
達成状況	平成27年度 達成			
取組結果・効果額	幼保一元化計画及び幼児教育指針並びに幼保園運営方針に則り、計画的に幼保一元化を進めることができた。			▲3.1

第二次坂井市行政改革(119の改革)取組結果

番号	81	事業名	春江北保育所の幼保園化による大石幼稚園の閉園	
事業推進課	子育て支援課			
現状及び問題点	少子化や保育需要の変化により公立幼稚園の中に単学級、少人数の園があることや、保育所、幼稚園の施設の老朽化及び保育ニーズの高まりや多様化等に対応し、保育環境の充実・向上を目指す上で、施設整備を含め幼稚園教育と保育所保育を一元的に推進する必要がある。			
実施内容	平成25年度に、春江北保育所併設の子育て支援センターを廃止する。(民間の子育て支援センターの活用) 平成28年度から春江北保育所を幼保園化し、近隣の大石幼稚園を閉園する。			
実施目標	平成25年度に春江子育て支援センターを廃止し(民間センターの活用に切り替え)平成28年度から春江北保育所を幼保園化し、近隣の大石幼稚園の閉園を目指す。			
達成状況	平成27年度 達成			
取組結果・効果額	幼保一元化計画及び幼児教育指針並びに幼保園運営方針に則り、計画的に幼保一元化を進めることができた。			▲11.8
番号	82	事業名	みくに未来保育所の幼保園化による三国北幼稚園の閉園、子育て支援センターの移転	
事業推進課	子育て支援課			
現状及び問題点	少子化や保育需要の変化により公立幼稚園の中に単学級、少人数の園があることや、保育所、幼稚園の施設の老朽化及び保育ニーズの高まりや多様化等に対応し、保育環境の充実・向上を目指す上で、施設整備を含め幼稚園教育と保育所保育を一元的に推進する必要がある。			
実施内容	みくに未来保育所を幼保園化し、近隣の三国北幼稚園を閉園する。みくに未来保育所の幼保園化に伴い、保育所併設の子育て支援センターを閉園幼稚園に移転する。			
実施目標	平成26年度からみくに未来保育所を幼保園化し、近隣の三国北幼稚園の閉園(統合)を目指す。みくに未来保育所の幼保園化に伴い、保育所併設の子育て支援センターを閉園幼稚園に移転する。			
達成状況	平成25年度 達成			
取組結果・効果額	幼保一元化計画及び幼児教育指針並びに幼保園運営方針に則り、計画的に幼保一元化を進めることができた。また、みくに未来保育所の幼保園化に伴う三国子育て支援センターも平成29年4月から三国運動公園健康管理センター2階で開設できることになった。			▲6.6
番号	83	事業名	八ヶ岳幼保園の民営化	
事業推進課	子育て支援課			
現状及び問題点	保育所の民営化については、国の「三位一体の改革」以降、公立保育所の運営費が一般財源化されたことや、保育所の改築等の施設整備に対する国の補助金等が民間保育所のみが対象となり、公立と私立で国県等の支援に差が生じている。 また「坂井市幼児教育・保育検討委員会報告書」や「公立保育所民営化推進委員会報告書」のとおり、保護者の就労形態の多様化等により保育ニーズも多様化してきていることから、それらに迅速・的確な対応が可能な民営化への移行を進めていく必要がある。			
実施内容	老朽化が著しく、0歳児・1歳児等低年齢児保育設備の乏しい八ヶ岳幼保園の民営化。			
実施目標	平成24年度末での八ヶ岳幼保園の閉園。平成25年4月のわか保育園の開園。			
達成状況	平成24年度 達成			
取組結果・効果額	幼保一元化・民営化計画により、計画的に公立保育園を民営化することができた。			▲24.6

第二次坂井市行政改革(119の改革)取組結果

番号	84	事業名	民営三国ひかり保育園設置による三国南保育所・三国中央保育所及び新保保育所の閉所	
事業推進課	子育て支援課			
現状及び問題点	<p>保育所の民営化については、国の「三位一体の改革」以降、公立保育所の運営費が一般財源化されたことや、保育所の改築等の施設整備に対する国の補助金等が民間保育所のみが対象となり、公立と私立で国県等の支援に差が生じている。</p> <p>また「坂井市幼児教育・保育検討委員会報告書」や「公立保育所民営化推進委員会報告書」のとおりに、保護者の就労形態の多様化等により保育ニーズも多様化してきていることから、それらに迅速・的確な対応が可能な民営化への移行を進めていく必要がある。</p>			
実施内容	老朽化が著しく、入所児童数が激減し団体生活を送るとい保育目的の達成が難しくなってきた(三国中央保育所・三国南保育所)両園を統合民営化する。また、同時に入所児童数の減少が著しい新保保育所を閉所とする。			
実施目標	平成24年度ひかり保育園開園による三国南、三国中央保育所の閉園。及び入所児童数の減少が著しい新保保育所の閉所。			
達成状況	平成24年度 達成			
取組結果・効果額	幼保一元化・民営化計画により、計画的に公立保育園を民営化することができた。			▲106.0

番号	85	事業名	磯部東幼保園の民営化	
事業推進課	子育て支援課			
現状及び問題点	<p>保育所の民営化については、国の「三位一体の改革」以降、公立保育所の運営費が一般財源化されたことや、保育所の改築等の施設整備に対する国の補助金等が民間保育所のみが対象となり、公立と私立で国県等の支援に差が生じている。</p> <p>また「坂井市幼児教育・保育検討委員会報告書」や「公立保育所民営化推進委員会報告書」のとおりに、保護者の就労形態の多様化等により保育ニーズも多様化してきていることから、それらに迅速・的確な対応が可能な民営化への移行を進めていく必要がある。</p>			
実施内容	老朽化が著しく、入園希望者が増加傾向にあり、0歳児・1歳児等低年齢児保育設備の乏しい磯部東幼保園の民営化。			
実施目標	平成29年4月の私立(仮称)磯部東保育園開園。平成28年度末での磯部東幼保園の閉園。			
達成状況	平成28年度 達成			
取組結果・効果額	幼保一元化・民営化計画により、計画的に公立保育園を民営化することができた。			-

番号	86	事業名	坂井保育所・坂井乳児保育所の統合・改修	
事業推進課	子育て支援課			
現状及び問題点	<p>保育所の民営化については、国の「三位一体の改革」以降、公立保育所の運営費が一般財源化されたことや、保育所の改築等の施設整備に対する国の補助金等が民間保育所のみが対象となり、公立と私立で国県等の支援に差が生じている。</p> <p>また「坂井市幼児教育・保育検討委員会報告書」や「公立保育所民営化推進委員会報告書」のとおりに、保護者の就労形態の多様化等により保育ニーズも多様化してきていることから、それらに迅速・的確な対応が可能な民営化への移行を進めていく必要がある。</p>			
実施内容	老朽化が著しく、入所希望者が増加傾向にある坂井保育所、坂井乳児保育所について、子どもの育ちや国の動向・市の負担等を考慮し、0歳児から5歳児までの定員130人程度の適正規模の公立幼保園1箇所、民間保育所1箇所として整備を図りたい。併せて近隣の東十郷幼稚園を閉園する。			
実施目標	平成26年4月の民間保育園開園。27年4月の新設公立幼保園の開園。平成26年度末での坂井保育所、坂井乳児保育所を閉所し、近隣の東十郷幼稚園を閉園。			
達成状況	平成27年度 達成			
取組結果・効果額	幼保一元化・民営化計画により、計画的に公立保育園を民営化することができた。			▲18.9

第二次坂井市行政改革(119の改革)取組結果

番号	87	事業名	春江南保育所・春江保育所の統合民営化	
事業推進課	子育て支援課			
現状及び問題点	<p>保育所の民営化については、国の「三位一体の改革」以降、公立保育所の運営費が一般財源化されたことや、保育所の改築等の施設整備に対する国の補助金等が民間保育所のみが対象となり、公立と私立で国県等の支援に差が生じている。</p> <p>また「坂井市幼児教育・保育検討委員会報告書」や「公立保育所民営化推進委員会報告書」のとおりに、保護者の就労形態の多様化等により保育ニーズも多様化してきていることから、それらに迅速・的確な対応が可能な民営化への移行を進めていく必要がある。</p>			
実施内容	老朽化が著しい春江南保育所と春江保育所の統合民営化。			
実施目標	平成27年度末での春江南保育所・春江保育所の閉所。平成28年4月の統合民間保育園の開園。			
達成状況	平成27年度 達成			
取組結果・効果額	幼保一元化・民営化計画により、計画的に公立保育園を民営化することができた。			▲12.3

番号	88	事業名	一元的な公共施設管理台帳の整備	
事業推進課	行政経営課			
現状及び問題点	<p>公共施設の状況については、「公共施設マネジメント白書」として分析した。公共施設の方向性を検討する上で最新のデータによる分析が必要であり、白書を一時的なものにしないために、所管課で管理している公共施設を一元的に管理していく仕組みが必要である。</p>			
実施内容	白書で分析したデータを基に、継続して一元的に管理していくため、公共施設管理台帳の整備を行う。			
実施目標	平成26年度運用開始を目指す。			
達成状況	平成26年度 達成			
取組結果・効果額	<p>平成26年度に「公共施設マネジメント支援システム」を導入した。これにより、各課で保持していた公共施設の各種データが一元化されたほか、施設ごとの利用度や運営状況、維持管理や運営に係るコストの把握ができ、使用料改定の基礎資料として活用することができた。</p> <p>また、本システムでは、公共施設の将来更新費用の試算ができる仕様となっており、公共施設総合管理計画作成のための資料としても活用することができた。</p>			—

番号	89	事業名	保育業務の本庁への一本化	
事業推進課	子育て支援課			
現状及び問題点	<p>現在、各総合支所福祉課で行っている保育所等の管理運営について、幼保一体化、保育所民営化等による、各地域の保育、教育施設の整理・合理化に併せ、保育所等の統一性、効率性を図るため、本庁での保育業務の一括管理が必要である。</p>			
実施内容	保育業務の本庁への一本化を図り、効率的な管理運営を目指す。			
実施目標	保育所等の統一的、効率的な管理運営を図るため、平成27年度から保育業務の本庁への一本化を目指す。			
達成状況	平成24年度 達成			
取組結果・効果額	保育業務の本庁への一本化を実施し、保育所等の統一的、効率的な管理運営を図ることができた。			—

第二次坂井市行政改革(119の改革)取組結果

番号	90	事業名	地域包括支援センターの一元化	
事業推進課	健康長寿課			
現状及び問題点	当初より地域包括支援センターを直営で2箇所設置し、3職種（保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー）をそれぞれ配置し業務を行っているが、従来より責任者の所在や業務の非効率性が問題となってきた。			
実施内容	2箇所の地域包括支援センターを中央一箇所に集約し効率化と業務の統一化を図り、各地区には複数の相談窓口を設置することで住民の利便性を高める。			
実施目標	地域包括支援センターのあり方について検討し、平成25年度より一箇所で業務を行う。			
達成状況	平成24年度 達成			
取組結果・効果額	三国・坂井地域包括支援センターと丸岡・春江地域包括支援センターを統合し、本庁に坂井市地域包括支援センターとして設置し達成とした。現状としては、介護保険法の改正により必要性が生じる中で、より身近なところに民間の地域包括支援センターを設置できた。			-
番号	91	事業名	効果的な組織体制の見直し	
事業推進課	総務課			
現状及び問題点	社会情勢の変化等による住民の新しい行政ニーズや地域主権改革への対応が求められているが、厳しい財政事情による職員の削減により、十分な体制を確保することが難しくなっている。			
実施内容	定員適正化計画との整合を図りながら、事務事業を検証し、適時に効果的な組織体制の見直しを行う。			
実施目標	市民のサービス低下を招かないように事務体制を維持しながら、効果的な組織体制の見直しを図る。また、地域自治区の期間満了（平成28年3月）を見据え、その後の組織体制の見直しについて検討する。			
達成状況	平成27年度 達成			
取組結果・効果額	市民へのサービス低下を招かないように事務体制を維持しながら、課の分離、集約、新規設置等の効果的な組織体制の見直しを図った。			-
番号	92	事業名	地域自治区のあり方の検討	
事業推進課	総務課			
現状及び問題点	平成28年3月末に、地域自治区の設置期限が到来することについて、その後のあり方を検討する必要がある。			
実施内容	地域協議会や区長会・まちづくり協議会及び市民の意向を踏まえ、地域自治区のあり方を検討する。			
実施目標	平成28年3月末にむけて、その後の、あり方を検討する。			
達成状況	平成27年度 達成			
取組結果・効果額	地域自治区の設置期限が到来する平成28年3月末までに、まちづくり計画の変更について、地域協議会からの答申を得て、市民等に対するパブリックコメントを実施し、福井県の同意を受けた上で変更するとともに、字名称の変更や関係条例の改廃等を行った。			-

第二次坂井市行政改革(119の改革)取組結果

番号	93	事業名	保育所、幼保園における保育士等の適正配置
事業推進課	子育て支援課		
現状及び問題点	幼保一体化、保育所民営化等を推進し、各地域の保育・教育施設の整理、合理化を進める上で、その進捗状況、各施設の業務量の変更に合わせ、保育所・幼保園職員数の適正化を図る必要がある。		
実施内容	公立保育所の民営化、平成26年度からの幼保園化への順次移行に合わせ、計画的な採用による保育士等の適正配置を行う。		
実施目標	民営化と幼保一元化を視野に、毎年度計画的に保育所職員数の適正化と職員配置に取り組む。		
達成状況	平成28年度 達成		
取組結果・効果額	幼保一元化と民営化の完了に伴う職員の異動や計画的な職員採用等を職員課と調整し、適正な配置をすることができた。		—

番号	94	事業名	適正な人員配置
事業推進課	職員課		
現状及び問題点	定員適正化計画に基づき行政の効率化・スリム化を図りながら職員の削減を進めている中、業務量の把握を行い、また職員の能力を踏まえ適材適所の職員の配置を図りながら業務量等に見合った適正な職員の配置を図る必要がある。		
実施内容	業務内容と職員配分を精査し、適正な人員配置を行う。		
実施目標	業務量にあった適性な職員数の配置と適材適所への人員配置を行う。		
達成状況	平成27年度 達成		
取組結果・効果額	人事評価制度の構築により、人事異動での適材適所への人員配置ができた。また、再任用職員についても、平成26年度実施開始から徐々に制度理解が深まり、平成29年度に新たに再任用となった職員は19名まで増えてきた。以上の人員配置をしても負担が多い所管においては、必要最低限での臨時職員を採用して、業務に支障が出ないような職員配置とした。		—

番号	95	事業名	定員の適正化
事業推進課	職員課		
現状及び問題点	合併時に平成27年度目標職員数を600人に掲げ、平成19年度に目標に向けた定員適正化計画を策定し計画的な職員の削減を図りながら職員数の適正化を進めて来た中、市民ニーズの多様化により業務量が増大しており、一定の職員数の確保が不可欠となり、第1次定員適正化計画の成果を踏まえ、行政の効率化・スリム化を図りながら適正な職員体制を構築するため、新たに策定した第2次定員適正化計画で目標職員数を670人とし目標に向けて職員数の削減に取り組む。		
実施内容	第2次定員適正化計画の年次別職員削減計画に基づき職員の削減を図る。		
実施目標	平成28年度までに61人を削減し670人とする。(平成23年度現在731人)		
達成状況	未達成 次期に継続		
取組結果・効果額	第2次定員適正化計画に基づき、組織見直しや職員の効率的な配置により人員配置の削減を図るとともに退職補充を抑制することで行政サービスの低下を招かない職員数の削減に取り組んだ。平成23年度当初の職員数は731人で平成28年度には、693人と目標値に近い数になった。次期行革期間においても第三次定員適正化計画をもとに継続して取り組む。		▲1022.0

第二次坂井市行政改革(119の改革)取組結果

番号	96	事業名	補助金の合理化
事業推進課	行政経営課		
現状及び問題点	補助金については、従来どおりの継承で補助金が有効に活用されていないものや、社会情勢の変化により補助の意義が薄れているものなどがある。補助内容を定期的に見直す必要がある。また補助団体の事務局についても移管を検討していく。		
実施内容	団体補助の内容については、随時検証するとともに、3年を期間としてすべての補助金について見直しを行う。		
実施目標	補助金の有効活用と補助事業の適正化を図る。		
達成状況	平成28年度 達成		
取組結果・効果額	補助金の合理化については、交付基準に基づき、評価・検証作業を行っているが、外部委員会（補助金等合理化委員会）の設置により、評価・検証作業を平成27年度から平成28年度の2か年間にかけて実施したことで、1つの区切りを迎え平成28年度達成とした。今後、補助金等合理化委員会からの提言をもとに、更なる取り組みを図っていく。		▲26.9

番号	97	事業名	国民健康保険医療費等の適正化
事業推進課	健康長寿課		
現状及び問題点	医療費増加や保険税軽減枠の拡大に伴い国民健康保険特別会計の運営が厳しい中、一般会計からの法定外繰入金も投入して賄っている。国民健康保険税の確保や医療費の削減により国民健康保険特別会計の健全な財政運営を行う。		
実施内容	医療費適正化の推進のため、被保険者に対して特定健診の受診勧奨や保健指導を実施し、ジェネリック医薬品の利用促進を行い、医療費の削減に努める。国保税については収納率向上に努める。		
実施目標	①国民健康保険税の収納率を引き上げる。 ②レセプト点検等の適正化対策により医療費の1%以上の財政効果を上げる。 ③保健事業を推進するため「保健事業」として国民健康保険税の1%を確保する。		
達成状況	平成28年度 達成		
取組結果・効果額	人口減少に伴う被保険者数の減少や被保険者の高齢化により、一人当たりの医療費は高くなっており厳しい国保財政運営となっているが、レセプト点検やジェネリック医薬品の利用促進を継続的に行ったり、特定健診や人間ドックといった保健事業を行ったりしたことで、医療費の削減に相当の効果を上げることができた。		▲122.6

番号	98	事業名	下水道使用料金等の改定
事業推進課	上下水道課		
現状及び問題点	平成23年度から下水道料金を坂井市として統一した。しかし公共下水道事業・農業集落排水事業会計の経営は、一般会計からの繰入れ金に依存しているところも多く、独立採算を目指すためには、経費削減とともに使用料の適正な改定が不可欠である。 近年、人口の減少、市民の節水意識の高揚などにより年々給水収益が減少しており、平成27年4月から包括的民間委託の実施による経営の効率化の実績を検証し、今後の料金の改定を検討する必要がある。		
実施内容	包括的民間委託の実施後の適正な下水道使用料の設定のための検証・検討を行う。		
実施目標	・公共下水道使用料について改定を目指す。		
達成状況	未達成 次期に継続		
取組結果・効果額	平成27年度より包括的民間委託を実施し経営改善を図った。料金改定は行っていないが、包括的民間委託による経営の効率化を検証するとともに、今後は人口減少、節水型機器の普及等により使用料収入の増加は見込めない状況であるので、今後策定予定の経営戦略の中で料金改定についても検討を重ねていく。		-

第二次坂井市行政改革(119の改革)取組結果

番号	99	事業名	下水道水洗化率の向上	
事業推進課	上下水道課			
現状及び問題点	水洗化率は、供用開始後の経過年数に伴い上昇しているものの、投下資本の早期回収及び企業経営の健全化の観点から、100%に近づける企業努力が必要。			
実施内容	供用開始された下水道の投資効果を最大限に活かすため、下水道の接続促進を図り、使用料の確保に努める。上下水道課の職員及びお客さまセンター従事者が、未水洗化宅へ訪問して接続要請を行う。			
実施目標	平成28年度末までに、公共下水道水洗化率を90.0%とする。 平成28年度末までに、農業集落排水水洗化率を85.0%とする。			
達成状況	平成28年度 達成			
取組結果・効果額	上下水道課職員及びお客さまセンター従事者が一体となり水洗化の勧奨・無断接続発見に努めた。 農業集落排水水洗化率は、高齢者のみの世帯が多い等、地域的な特殊事業もあり目標を1.03ポイント下回る83.97%となったが、市の大部分を占める公共下水道水洗化率は、目標を1.34ポイント上回る91.34%の結果となった。			18.9
番号	100	事業名	省エネルギー対策による経費節減(教育施設)	
事業推進課	教育総務課			
現状及び問題点	近年、省エネに関する市民意識は高く、また、平成22年度に改正された「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を受け、エネルギー使用量の削減が求められている。そこで、特定事業者である教育委員会として、まずは、電力消費量が多く契約電力の抑制可能と考える学校施設にデマンド計を順次設置する。			
実施内容	教育関係施設にデマンド計を設置し電力消費量の抑制を行い、省エネルギーに繋げる。			
実施目標	平成23年度以前デマンド計の把握と、新たなデマンド計設置により節電意識の向上と電力消費量の抑制を行う。			
達成状況	平成27年度 達成			
取組結果・効果額	全ての小中学校にデマンド計を設置し、環境意識の高揚、電力消費量の抑制に努めた。			▲2.8
番号	101	事業名	省エネルギー対策による経費節減(教育施設以外)	
事業推進課	監理課			
現状及び問題点	平成22年4月に改正された『エネルギーの使用の合理化に関する法律』を受け、省エネルギー対策としてデマンド計を設置し契約電力の抑制に取り組む。			
実施内容	平成23年度に本庁をデマンド計による電力使用量の監視を行い、契約電力の抑制を行った結果、夏季で13.2%、通年で8.2%の電力量の節減となった。 今後は、各総合支所にもデマンド計を設置し更なる省エネルギー化を進める。			
実施目標	平成24年度から三国・春江・丸岡の各総合支所にもデマンド計を設置し、契約電力量の抑制に努める。(3%節減目標)			
達成状況	平成26年度 達成			
取組結果・効果額	各支所にデマンド計を設置し、環境意識の高揚、電力消費量の抑制に努めた。ピーク時の電力使用量を抑制した結果、電力使用量で4.8%減(H28/H23比)を図られた。			▲8.3

第二次坂井市行政改革(119の改革)取組結果

番号	102	事業名	受益者負担の適正化	
事業推進課	行政経営課			
現状及び問題点	合併後の受益者負担は、旧町のまま継続され、受益者負担の根拠や基準が曖昧となっている、坂井市として統一した考えが必要であり、適正な金額算定が求められている。			
実施内容	統一した考えのもと受益者負担基本方針を作成し、適正な受益者負担金を算出する。			
実施目標	坂井市における統一した基本方針により、受益者負担を見直す。			
達成状況	平成28年度 達成			
取組結果・効果額	平成26年度に、統一した考えのもと「受益者負担の適正化に関する基本方針」を策定した。本方針に基づき各施設の適正な受益者負担金を算出し、平成28年度において使用料の改定を行った。今後も、永続的な受益者負担の公平性を確保するため、本方針に基づき定期的に見直しを行っていく必要がある。			4.7
番号	103	事業名	保育料の見直し	
事業推進課	子育て支援課			
現状及び問題点	現在(平成23年5月で算定)の坂井市の保育料は、国の基準と比較すると、3歳未満児で65.1%、3歳児で58.3%、4歳以上児で54.7%となっており、全体で59.5%と6割をきる状況となっている。また第8階層がない状況(県内では大野市、小浜市、坂井市のみ)であり、高額所得者に有利な制度となっている。そのため、年々増加傾向を示す福祉予算に対応し、所得に応じた負担を求めるためにも、第8階層を設けるとともに、国の基準の70%程度を目指して見直す。			
実施内容	第8階層の設定と国の基準の70%程度を目指した保育料の見直し。			
実施目標	第8階層及び新保育料の設定。			
達成状況	平成27年度 達成			
取組結果・効果額	子ども・子育て支援法の施行に伴う国の公定価格の改定を受け、標準時間保育料及び短時間保育料の設定、8階層の保育料の設定、ひとり親世帯・低所得者世帯に対する軽減措置の実施等を行い、保育料の適正化を図ることができた。			-
番号	104	事業名	地籍調査事業の実施による固定資産税の公平課税と増収	
事業推進課	地籍調査室			
現状及び問題点	積極的に地籍調査事業を実施し固定資産税の公平課税と自主財源の確保に努める。			
実施内容	土地に関する実態を明確化することで、開発、保全、利用などを促進し、併せて正確な地積測定により、課税客体の把握と公平な課税を行う。			
実施目標	引き続き地元要望に基づき、積極的に地籍調査事業を展開する。			
達成状況	平成28年度 達成			
取組結果・効果額	土地に関する実態を明確化することで、開発、保全、利用などを促進し、併せて正確な地積測定により、課税客体の把握と公平な課税を行うことができた。			4.5

第二次坂井市行政改革(119の改革)取組結果

番号	105	事業名	市税等の収納率の向上と滞納繰越総額の縮減	
事業推進課	納税課			
現状及び問題点	市税については、9割以上の市民が納期限内納付をしており、貴重な自主財源の確保に寄与している。反面、さまざまな理由によって納期限後納付となっている市民もあり、「税負担の公平性」が保たれていない現状にある。 そのため、善良なる納税者と滞納者の「税負担の公平性」の確保を図り、且つ自主財源の確保を図るため、積極的に自力執行権（滞納処分）を行使する必要がある。			
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・徴収嘱託員の制度を見直し、徹底した現年課税分の徴収を行う。 ・滞納整理機構をより有効に活用するとともに、継続的で効果的な組織となるよう平成26年度からの機構のあり方を検討する。 ・各種研修等への積極的な参加を図りながら、適正に滞納整理ができる人材を育成するとともに、徹底した滞納処分を執行する。 			
実施目標	市税及び国民健康保険税の現年課税分の合計収納率は99%を目指す。 市税及び国民健康保険税の滞納繰越分の合計収納率は25%を目指す。 滞納繰越額の総額の圧縮を目指す。			
達成状況	未達成 次期に継続			
取組結果・効果額	徴収嘱託員の効率性を視野に入れ平成23年度8名配置していたが、平成24年度から平成27年度までは4名、平成28年度は3名の配置で業務の遂行に努めた。 また、徴収嘱託員と市徴収係との緊密な連携により、現年度滞納者のスムーズな移管を図るとともに、市徴収係の滞納整理事務のスキルアップ、特別相談員の活用による処理困難案件解消に努め、収納率の向上に努めた結果、平成28年度末の収納率は現年課税分で98.39%、滞納繰越分で22.73%と前年度を上回るも目標には至らなかった。			81.7

番号	106	事業名	受益者負担金及び上下水道使用料金等の滞納繰越額の縮減	
事業推進課	上下水道課			
現状及び問題点	累積する受益者負担金及び上下水道使用料金等の滞納額の解消と市民間の公平性確保を図る。			
実施内容	市税や公共料金について、公平性の確保を図る観点から、関係課による情報提供、給水停止の強化及び積極的に債権差押え（滞納処分）を実施してきたが、今後は、悪質滞納者については、新たに設置された税外債権管理室へ移管する。また民間委託者のノウハウを利用した滞納管理業務に期待する。			
実施目標	上水、下水、農業集落排水使用料の徴収率を向上させる。 (H28現年目標収納率 上水99.0% 下水99.0% 農集排100.0%)			
達成状況	未達成 次期に継続			
取組結果・効果額	平成27年度からの上下水道事業の包括的業務委託により、滞納額は年々減少傾向にあり、概ね目標値を達成することができた。 悪質な滞納者については税外債権管理室へ移管し、徴収体制を強化している。次期行革期間においても継続して取り組む。 (平成28年現年収納率 上水98.93%、下水98.98%、農集排99.61%)			52.3

番号	107	事業名	税外債権管理の推進	
事業推進課	税外債権管理室			
現状及び問題点	市は、自力執行権のある公法上の債権（市税、保育料、下水道使用料など）や自力執行権のない私法上の債権（公営住宅使用料、学校給食費など）など、さまざまな債権を保有している。これら債権の管理はそれぞれの所管課が担当しているが、特に私債権について回収方法が理解できていなかったり、回収手続きに統一が図られていない現状にある。私法上の債権は、債務者が時効消滅の援用をしない限り不納欠損できないことから、いつまでも回収不能の債権を管理しなければならないような状況となっている。			
実施内容	<ol style="list-style-type: none"> ①市が保有するすべての債権について、回収を効率的に行い、徴収率を向上させるため、マニュアルの整備、債権管理条例を整備する。 ②債権回収担当職員のスキルアップのために研修会を実施する。 ③高度なノウハウを必要とする強制的な徴収業務の一元化を図る。 			
実施目標	未収金対策マニュアルを整備することで、市が保有する税外債権の回収を促進し、徴収率を向上させる。			
達成状況	平成27年度 達成			
取組結果・効果額	自力執行権のある強制徴収公債権については、税の徴収の知識を活かし、また非強制徴収公債権、私債権については、知識の習得に努め司法手続きに着手し、未収債権を回収した。 債権管理条例を制定し、徴収停止や債権放棄による、時効を迎えた回収不能の債権を整理した。 マニュアルの整備、債権所管課の取組状況に関するヒアリングの実施により、債権管理に対する意識改革を図り、徴収率向上に努めた。			40.0

第二次坂井市行政改革(119の改革)取組結果

番号	108	事業名	市営住宅使用料金の収納強化（現年度分）	
事業推進課	都市計画課			
現状及び問題点	累積する市営住宅使用料金の滞納の解消と、市営住宅入居者間の公平性確保が必要である。			
実施内容	市営住宅使用料金の確保及び公平性の観点から、関係課による情報提供と滞納整理のノウハウを共有し収納率向上を図る。 また、滞納者に対しての行政サービスの制限を具体的に検討し、あわせて滞納整理の強化に努める。			
実施目標	平成28年度末までに、住宅使用料徴収率を98.75%以上とする(平成23末97.75%) H24=97.85%, H25=98.00%, H26=98.25%, H27=98.50%, H28=98.75%			
達成状況	平成27年度 達成			
取組結果・効果額	市営住宅家賃滞納整理要綱に基づき、督促状や催告書の送達により催告行為を実施した。また電話や呼び出し等による納付指導や連帯保証人への納付協力依頼を行い、平成27年度末で目標値を越える98.77%の収納率となった。			2.5

番号	109	事業名	市営住宅使用料金の収納強化（過年度分）	
事業推進課	都市計画課			
現状及び問題点	累積する市営住宅使用料金の滞納の解消と、市営住宅入居者の公平性確保が必要である。			
実施内容	市営住宅使用料金の確保及び公平性の観点から、関係課による情報提供と滞納整理のノウハウを共有し収納率向上を図る。 また、滞納者に対しての行政サービスの制限を具体的に検討し、あわせて滞納整理の強化に努める。			
実施目標	平成28年度末までに、住宅使用料徴収率を53.75%以上とする(平成23末49.78%) H24=50.75%, H25=51.50%, H26=52.25%, H27=53.00%, H28=53.75%			
達成状況	平成27年度 達成			
取組結果・効果額	市営住宅家賃滞納整理要綱に基づき、督促状や催告書の送達により催告行為を実施した。また常習滞納者の自宅や勤務先への訪問や連帯保証人への納付協力依頼を行い、平成27年度末で目標値を越える65.26%の収納率となった。			0.8

番号	110	事業名	市税等のクレジット収納・MPN収納等の検討	
事業推進課	納税課			
現状及び問題点	納付手段の拡充の取り組みの一環として、平成23年度からコンビニ収納を導入した。このことにより、24時間、週休日祝祭日でも納付が可能となった。しかし、市民の多様な納付手段のニーズを考えると、すべての納付手段を備えているわけではなく（自宅に居ながら納付が可能な手段はない）、さらなる利便性の向上に向けて、クレジット収納等、その他の納付手段の導入を検討していく必要がある。			
実施内容	クレジット収納・MPN（マルチポイントネットワーク）収納の実施について検討し、費用対効果の検証を行い、その結果を踏まえながら実施を判断する。 また、先行して鯖江市が実施に踏み切った、Webやページーによる口座振替受付サービスの導入についても検討していく。			
実施目標	クレジット収納・MPN（マルチポイントネットワーク）収納の検討、検証、実施 Web・ページー口座振替受付サービス導入の検討			
達成状況	平成28年度 達成			
取組結果・効果額	広域圏3市町（坂井市・あわら市・永平寺町）合同による、クレジット収納導入検討会を立ち上げ検討を重ねてきたが、導入に係る経費が高額であることが判明したため、実施については未だ時期尚早であるとの判断に至った。今後も引き続き検討を行っていく。			-

第二次坂井市行政改革(119の改革)取組結果

番号	111	事業名	市営駐車場運営見直し	
事業推進課	監理課			
現状及び問題点	市内全域において小規模市営無料駐車場が多数存在し、維持管理に係るコスト低減と財源確保のため、地元売却、貸与するなどの方策が必要である。また、有料駐車場で有人により管理しているものは、費用対効果を検証しながら、運営手法の検討していく必要がある。			
実施内容	無料駐車場については、設置目的と現状を検証し、必要性が失われているものについては、駐車場の位置付けから削除して、普通財産として売却・貸付けを検討する。また、必要性が認められるものについては、公平性及び自主財源確保の観点から、月極等有料化へ見直しの検討を行う。			
実施目標	平成24年度から駐車場毎に方向性を出し、順次実施する。			
達成状況	未達成 次期に継続			
取組結果・効果額	一部の駐車場については指定管理者制度を導入し、維持管理に係るコストの削減を図った。無料駐車場における方向性について、次期行革期間においても継続して取り組む。			▲6.4

番号	112	事業名	未活用資産の積極的な売却	
事業推進課	監理課			
現状及び問題点	厳しい財政状況の中、有効活用が見込めない未利用資産について、財産の売却等が必要である。			
実施内容	利用目的のない土地等について貸与・売却を積極的に促進する。			
実施目標	有効利用を図ることのできない土地について貸与・売却を積極的に促進する。(H28末 累計売却額1億円)			
達成状況	平成26年度 達成			
取組結果・効果額	行政大綱実施期間の5ヶ年間で、利用見込のない普通財産及び法定外公共物の売却を積極的に行い、平成26年度で累計売却額が1億円を超えた。			244.4

番号	113	事業名	春江総合支所の嶺北消防署を含めた再配置	
事業推進課	総務課			
現状及び問題点	嶺北消防署機能を春江総合支所へ移転させることが決定している。その移転の前提条件として、春江総合支所内の上下水道部事務所の移転やその他車庫、倉庫等の代替機能の確保が必要となる。			
実施内容	関係部署との協議により円滑な消防署機能の移転を実現する。			
実施目標	嶺北消防署機能の円滑な移転と春江総合支所の機能維持を図る。			
達成状況	平成25年度 達成			
取組結果・効果額	関係部署との協議により、春江支所内に嶺北消防署機能を円滑に移転するとともに、春江支所の機能維持を図った。			-

第二次坂井市行政改革(119の改革)取組結果

番号	114	事業名	三国総合支所空きスペースの活用
事業推進課	監理課		
現状及び問題点	合併により三国・丸岡・春江総合支所において空室等のスペースが生じた。その後、検討委員会を立ち上げ有効活用について検討した結果、三国総合支所だけが対象となっている。		
実施内容	三国総合支所の空きスペースの利活用について検討する。		
実施目標	三国総合支所の空きスペースの利活用について方向性を決め、早急に有効利用する。		
達成状況	平成27年度 達成		
取組結果・効果額	三国支所の有効利用の検討を行ったが、耐震診断を行った結果、耐震補強に多額の費用が必要となるため、老朽化している隣接の三国社会福祉センターの集会機能を併せ持つ複合施設を建設することとなった。		-

番号	115	事業名	寄附市民参画の制度普及と基金を活用したまちづくり
事業推進課	企画情報課		
現状及び問題点	平成20年度に寄附市民参画条例を制定し、これまで第1期の政策メニューの事業化が図られた。現在、第2期目の政策メニューを設定し事業化を目指しているが、制度創設時に比べ年々寄附金納入件数、額ともに低迷している。その主な要因は「寄附者が毎年度固定され新規の寄附者が少ない」「1回あたりの大口寄附者の減少」などが挙げられる。これまでに、広報やポスター掲示等、PRは行っているが期待するほど寄附件数増に繋がっていないのが実態である。寄附件数を増やしていくには、制度そのものの理解と効果的な周知方法が課題となっている。 また、寄附目標額に達しない状況が長期化すると制度の存続そのものが懸念される。		
実施内容	「獲得」という意識を持って「いかにして情報発信するか」「いかにして寄附したいと思わせるか」「いかに寄附してくれた方に満足してもらうか」などを戦略的に考え効果的な行動を図っていく。(企画情報課) 「自治体の顔」として、市民との会合や県人会などの場において、率先して寄附制度宣伝するとともに、寄附者の意見に耳を傾ける。(幹部職員) 基金を活用した特色のあるまちづくりメニューを研究し検討委員会に諮る。(企画情報課) 県ふるさと納税制度との連携強化を図る。(企画情報課)		
実施目標	寄附市民参画制度の普及・定着を図り早期に事業化を実現させる。寄附政策メニュー策定から事業化まで2年以内を目指す。		
達成状況	平成28年度 達成		
取組結果・効果額	事業規模を拡大し、夢のある市民提案の事業への寄付を促したこと及び返礼品の導入を平成29年度から実施する体制を整えたことにより、各方面から問い合わせが増加した。その結果、平成29年度からの寄附額増加のための環境を整えることができた。		-

番号	116	事業名	企業誘致による税収等の確保
事業推進課	観光産業課		
現状及び問題点	産業界を取り巻く経済環境は、円高をはじめ高い法人税等の税負担、さらには雇用形態の変化や環境規制等々、極めて厳しい環境下に置かれている。 また、電力供給の不安やリスク分散の観点から、生産施設の海外移転が顕著となっている。更には、企業存続にむけてのM&Aが活発化しており、大型の企業が立地している本市にとっては、その形態によっては大きな社会問題となるような要因を抱えている。		
実施内容	テクノポート福井、商工業団地などの未分譲地、未操業企業に対する企業誘致促進を図るため、既設の助成金制度を経済動向を見極めながら再整備する。 また、企業立地を誘導、促進すべき土地を、総合計画や都市マスタープランなどの土地利用計画の中で明確に位置付けする。		
実施目標	助成金制度を充実し、平成24年度より積極的な誘致活動を実施する。		
達成状況	平成28年度 達成		
取組結果・効果額	福井県と連携して企業誘致活動に取り組み、平成24年度から28年度の間に16件の適用認定(新設8件、増設8件)があった。※この他、取下げ案件2件あり。 また、平成25年度からは首都圏の企業等をターゲットに北陸のイメージアップ及びプレゼンス向上を図ることを目的とした北陸フォーラムへ参加するとともに、平成26年度からは県が主催する企業立地セミナーに参加し、東京または大阪において市長や副市長によるトップセールスを行っている。 また、国の制度創設を受け、県と協議しながら県内に先駆けて平成28年度4月から本社機能促進助成金制度を創設。現在、3企業と本社機能の移転について誘致活動を進めている。		143.9

第二次坂井市行政改革(119の改革)取組結果

番号	117	事業名	経常収支比率の進捗管理
事業推進課	財政課		
現状及び問題点	合併後、扶助費や公債費等の義務的経費が増加し、平成19年度決算では95.3%となったが、その後は改善に努めたことにより平成22年度決算で86.4%と改善されている。近年の状況では、人件費、公債費は年々減少しているものの、それ以上に年々増加する扶助費により義務的経費が増加傾向にある。また、合併特例債などの借入が増えているため、将来的には公債費も増加となる見込みである。対策として、将来にわたり持続可能な財政運営を維持していくためには、財政の硬直化が進行しないよう進捗管理を行う必要がある。		
実施内容	行政改革等に基づき、徹底的な自主財源の確保と経常経費削減に取り組み、財政構造の硬直化が進まないよう経常収支比率の適正化に努める。		
実施目標	第2次行政改革大綱における目標値、85~90%に努める。		
達成状況	平成28年度 達成		
取組結果・効果額	<p>経常収支比率は、地方公共団体の財政構造の弾力性を判断する指標であり、経常経費に充当される一般財源の額が、経常一般財源等に占める割合である。</p> <p>実施期間における主な取り組みとしては、税外債権管理室の設置されたことで、債権徴収の体制が強化され、また納税しやすい環境づくりのために、平成23年11月からコンビニ収納を可能とし、収納率の向上に努めた。</p> <p>経常経費の削減を図るために、平成27年度予算編成時には経常経費の5%シーリング、平成28年度には物件費のゼロシーリングを実施し、予算額の抑制に努めた。</p> <p>平成26年度は扶助費の増などが要因となり経常収支比率は92%まで上昇したが、人件費の削減など行政改革の効果もあり、ほぼ90%前後で推移している。</p>		

番号	118	事業名	財政調整基金の確保
事業推進課	財政課		
現状及び問題点	交付税の合併算定替終了（H28年度から5年間）による減収に備えるとともに、長期的視野に立った持続可能な財政運営を行っていくため、財政調整基金の一定の確保が必要である。また、平成28年度と29年度において、国営パイプライン整備事業に係る負担金約60億円などがあるので、厳しい財政状況が予測される。		
実施内容	厳しい財政状況の中、積立てる財源の確保は難しいが、第2次行政改革の推進等により経費節減に努め、新たな積立てを行うとともに、取崩額の抑制に努める。		
実施目標	第2次行政改革大綱における目標値、標準財政規模の10%（22億円）以上の年度末残高に努める。		
達成状況	平成28年度 達成		
取組結果・効果額	<p>行政改革による経費節減や、契約差金などの余剰となった予算を安易に他事業の財源とすることを制限するなどして積立ての財源を確保し、第二次行革計画期間内においては、目標額を割ることはなかった。</p> <p>（平成28年度末現在高 3,193,391千円）</p>		

番号	119	事業名	起債残高及び実質公債費比率の進捗管理
事業推進課	財政課		
現状及び問題点	小中学校の耐震補強改修工事による発行額の増加に加え、国営パイプライン事業などの合併特例債の発行増により、起債残高が膨らむことが予想されるため、将来の実質公債費比率を見極めた取り組みが必要である。		
実施内容	後期総合計画に基づいた中期的な財政計画を作成し、将来の実質公債費比率の推移を見極めながら、起債残高の管理を行う。		
実施目標	第2次行政改革大綱における目標値、15%以下に努める。（18%以上になると起債の発行に国の許可が必要となる）		
達成状況	平成28年度 達成		
取組結果・効果額	<p>第二次行革計画期間を通して、中期財政計画に沿った起債事業（総合計画後期基本計画に基づく主な投資的事業）の的確な把握に努め、まちづくり計画の財政計画表（平成27年12月改訂）などの検証により、起債管理を適正に行うことで、実質公債費比率を抑制できた。</p> <p>旧町時代の起債償還終了などにより、年々減少してきた公債費であるが、普通建設事業の実施に伴う市債発行額が累積し、平成28年度決算では増加に転じた。将来にわたり持続可能な財政運営を維持していくため、今後は実質公債費比率に併せ、将来負担比率についても注視が必要となる。</p>		